

平成27年11月定例会

議 案 説 明 資 料
予 算 に 関 す る 説 明 書
(平成27年度11月補正予算等関係)

生 活 環 境 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成27年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成27年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 循環型社会推進課 緑豊かな自然課 住まいまちづくり課	1 2 3 4
	2 歳入歳出事項別明細書	/	6
	3 節の明細	/	12
	4 債務負担行為に関する調書	衛生環境研究所	13

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第3号	平成27年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算	水・大気環境課	14
	1 債務負担行為に関する調書		

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第5号	鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の設定について	循環型社会推進課	15
議案第6号	地方創生の推進を図るためのまちづくり関係条例の整備に関する条例の設定について	住まいまちづくり課	20
議案第9号	鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について	くらしの安心推進課	47

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県旅館業法施行条例等の一部改正について (平成27年11月2日専決)	くらしの安心推進課他	51

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
循環型社会推進課	337,547	1,296	338,843				1,296	
緑豊かな自然課	1,319,155	6,236	1,325,391				6,236	
住まいまちづくり課	3,229,351	6,638	3,235,989				6,638	
合計	9,177,290	14,170	9,191,460	0	0	0	14,170	
(一般会計)								
衛生環境研究所	〔債務負担行為〕 衛生環境研究所庁舎機械警備業務に係る補正							
循環型社会推進課	(新) 使用済物品放置防止キャンペーン事業に係る補正							
緑豊かな自然課	(新) 世界ジオパークユネスコ正式プログラム化記念事業に係る補正							
住まいまちづくり課	(新) 鳥取県民の豊かで住みやすいまちづくり啓発事業に係る補正 他							
(天神川流域下水道事業特別会計)								
水・大気環境課	〔債務負担行為〕 天神川流域下水道事業固定資産調査評価業務委託に係る補正							

平成27年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7562)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 使用済物品放置防止 キャンペーン事業	0	1,296	1,296				1,296	
トータルコスト	0	2,073	2,073	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	普及啓発の企画、委託業務の発注				
工程表の政策目標(指標)	市町村や関係機関と連携して不法投棄の未然防止を推進するとともに、悪質な不法投棄事案については、警察や弁護士等の協力を得ながら原因者の責任を追究する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

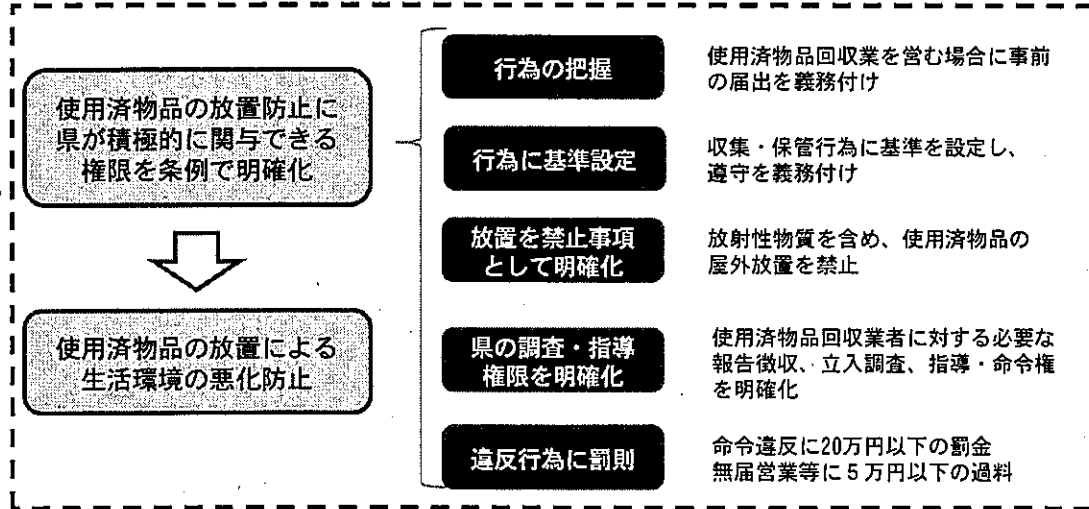
使用済物品の放置による生活環境の悪化防止を目的に鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例を制定(本議会上程)することから、普及啓発を目的としたキャンペーンを実施し、県民や事業者等に条例の趣旨や不用品の正しい処分のあり方等について理解を深めていただき、条例施行(H28.4施行)に向けた機運の醸成を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

事業内容	概 要	所要額	備 考
ケーブルテレビによる啓発番組の制作・放映	家庭・県民向けに、正しい不用品処分の方法や条例の制定趣旨等をコンパクトにまとめた啓発番組を制作し、全県のケーブルテレビネットワークで放映する。	1,296	
ラジオスポット(キャンペーン)CM	条例の施行及び県民に気をつけていただくこと(使用済物品処分の際の業者確認や土地の適正管理など)等についてラジオスポットCMで広報する。	(337)	全額既定経費で対応
条例早わかりリーフレットの作成・配布等	・県民や事業所向けに条例の概要をまとめたリーフレットを作成して配布する。 ・また、届出が必要となる事業者には詳細な手続資料を作成するとともに個別に説明する。	(216)	全額既定経費で対応
合 計		(1,849) 1,296	

【条例案の概要】



平成27年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

緑豊かな自然課（内線：7637）

1目 観光費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）世界ジオパークユネスコ正式プログラム化記念事業	0	6,236	6,236				6,236	
トータルコスト	0	7,013	7,013	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	ユネスコ正式プログラム化記念シンポジウム・指導者養成講座等の開催、次世代エコツーリズムの推進				
工程表の政策目標（指標）	世界ネットワーク加盟を果たした山陰海岸ジオパークについて、関西広域連合の主管県として、ジオウォークなどのイベント実施や環境整備、教育活用、観光、JR活用等、多面的なジオパーク振興事業を推進する。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
本年11月に、ジオパークのユネスコ正式プログラム化が決定し、今後、世界遺産並みに認知度の向上が期待されるため、ユネスコジオパークに相応しい磨き上げを図る必要がある。								
2 主な事業内容								
(1) ユネスコ正式プログラム化記念シンポジウムの開催 (2,511千円)								
世界の模範となるジオパークを目指し、ユネスコ正式プログラム化の意義や地域連携のあり方について理解を深めていただくことを目的に、一般県民等を対象としたシンポジウムを開催する。								
時期	平成28年1月から3月までの間に開催							
場所	鳥取市内							
主催	鳥取県、鳥取市、岩美町、山陰海岸ジオパーク推進協議会							
テーマ	ユネスコ正式プログラム化と地域資源の活用							
(2) ジオパーク活動を支える人材のレベルアップ・育成 (1,815千円)								
山陰海岸ジオパークの自然を活用したエコツーリズムを一層推進するため、自然体験活動の指導者養成等のレベルアップ・育成を図るための講座等を開催する。								
講座名	内 容							
自然体験活動指導者養成講座	全国体験活動指導者認定委員会が制定した「自然体験活動指導者養成カリキュラム」に則り、自然体験活動指導者を養成する。							
カヤックインストラクター資格講習会	近年、急増しているシーカヤック利用者の満足度の向上を図るため、カヤックの技術・指導能力の向上とレスキューの方法についての講習会を開催し、インストラクターのレベルアップを図る。							
リスクマネジメント講座	自然体験活動を進める上で重要なリスク回避の方法等についての講習会を開催し、ガイドのレベルアップを図る。							
(3) 次世代型エコツーリズムの推進 (1,910千円)								
山陰海岸ジオパークの豊かな自然に相応しい超小型電動車両等を活用した低炭素型観光交通モデルの実証事業を円滑に進めるため、計画の検討を行う研究会への支援を行う。（補助率：10/10）								
平成27年度	ジオパーク観光モビリティ研究会の開催 ・「研究開発計画」の策定 ・環境省「地球温暖化対策技術開発事業」への応募							
平成28年度～30年度	民間事業者（上記研究会主要メンバー）による実証事業の実施 （環境省委託事業）							
3 これまでの取組状況、改善点								
平成22年10月の世界ジオパークネットワーク加盟認定、平成26年度の鳥取市西部のエリア拡大も含めて再認定された山陰海岸ジオパークでは、観光や学校教育等での活用が図られ、近年は、カヌー体験をはじめ観光入込客数が増加している。平成27年9月には、「第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウム」が開催され、国内外で山陰海岸ジオパークの認知度が高まっている。								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7391)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県民の豊かで住みやすいまちづくり啓発事業	0	1,950	1,950				1,950	
トータルコスト	0	3,503	3,503	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	改正条例の周知説明、シンポジウムの開催等				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

近年、バリアフリーに対する県民意識が一層高まっており、また、来年4月の第27回日本パラ陸上競技選手権大会、2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、宿泊施設や競技場など広く集客が見込まれる施設のバリアフリー対応の必要性が更に高まっている。

これを受け、鳥取県福祉のまちづくり条例を改正(本議会上程)することから、改正条例の内容の周知を行うとともに、今後のバリアフリーとまちづくりのあり方を県民とともに考えるためのシンポジウム等を開催する。

2 主な事業内容

(1) シンポジウム等の開催(1,900千円)

時期	平成28年3月中旬～下旬 ※日本パラ陸上の約1ヶ月前
場所	鳥取県民体育館 サブアリーナ・研修室 ほか
内容	「バリアフリーとまちづくり」をテーマとした講演、ワークショップの実施 ①講演 バリアフリー関係の著名人、障がい者スポーツ選手、研究者等による講演 ②ワークショップ 講演講師をコーディネーターに迎えてのワークショップ <テーマ例> ・障がい者スポーツと運動施設のバリアフリーについて ・障がい者と旅行・宿泊施設のバリアフリーについて ・小規模飲食店・小売店のバリアフリーについて ③福祉のまちづくり条例改正内容等の周知
対象者	一般県民、障がいのある方、宿泊施設・飲食店関係者、障がい者スポーツ実践者、建築士等

(2) 広報物の作成・配布(50千円)

改正条例の内容や補助制度について周知するため、チラシ・パンフレットを作成し、宿泊施設、飲食店、設計事務所等に配布する。

(3) 改正条例説明会の開催(既定予算対応)

建築士事務所、施設管理者向け説明会を開催する。

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成20年に福祉のまちづくり条例を全部改正(同年10月施行)し、一定規模・用途の建築物については、新築・増改築時に基準への適合が義務化され、適合率が大幅にアップした。

[民間建築物の新築・増改築時の適合率: 平成19年度33% → 平成21~25年度 平均60%]

- さらなるバリアフリー化を促進し、福祉のまちづくりを推進するため適合基準等の見直しを行う条例改正案を本議会上程している。

[民間建築物の新築・増改築時の適合率: 平均60% → 目標 70%]

平成27年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7391)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
バリアフリー環境整備促進事業	45,657	4,688	50,345				4,688	
トータルコスト	50,316	4,688	55,004	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.6人	0.0人	0.6人	改正条例の周知説明、補助金事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

近年、バリアフリーに対する県民意識が一層高まっており、また、来年4月の第27回日本パラ陸上競技選手権大会、2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、宿泊施設や競技場など広く集客が見込まれる施設のバリアフリー対応の必要性が更に高まっている。

これを受け、鳥取県福祉のまちづくり条例を改正(本議会上程)し、車いす使用者や聴覚障がい者の宿泊施設利用に配慮した客室整備基準を追加・拡充することに併せ、一般客室を車いす使用者用客室へ改修する場合の補助メニューを追加し、福祉のまちづくりを更に推進する。

2 主な事業内容

福祉のまちづくり推進事業補助金メニューの追加(4,688千円)

- 一定規模以上の宿泊施設を新築・増築する場合の車いす使用者用客室の整備を義務付ける基準の拡充に併せ、義務付け対象外となる既存ホテル・旅館が一般客室を車いす使用者用客室に改修する場合の補助メニューを追加し、車いす使用者用客室の整備を促進する。

対象建物	ホテル・旅館
事業実施主体	民間事業者
負担割合	国3/8、県1.5/8、市町村1.5/8、事業者1/4
所要額	4,688千円(補助対象限度額@5,000千円×1.5/8×5件) 〔主な改修内容例〕 ・一般客室2室間の内壁撤去(2室→1室へ改修) ・車いす対応ユニットバス・便所設置 等

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成27年度当初時点で鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町の8市町が補助制度を設けており、他市町村にも補助制度の創設を働きかけている。
- 平成27年度は、福祉関係団体等から要望のあった電光掲示板、フラッシュライト等の設備の追加や補助対象建築物用途を拡充した。

平成27年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費									
	款項目			うち生活環境部						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	2項 環境衛生費			
							補正前	補正額	補正後	
1	報酬	152,286		152,286	63,443		63,443	43,140		43,140
2	給料	1,472,202		1,472,202	743,499		743,499	321,813		321,813
3	職員手当等	821,341		821,341	386,888		386,888	170,333		170,333
4	共済費	542,760		542,760	272,624		272,624	120,031		120,031
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	貸金	12,419		12,419						
8	報償費	54,872		54,872	19,615		19,615	19,378		19,378
9	旅費	76,602		76,602	30,863		30,863	25,595		25,595
	費用弁償	8,867		8,867	4,101		4,101	3,852		3,852
	普通旅費	37,497		37,497	17,319		17,319	12,900		12,900
	特別旅費	30,238		30,238	9,443		9,443	8,843		8,843
10	交際費									
11	需用費	187,841		187,841	107,091		107,091	60,516		60,516
12	役務費	69,880		69,880	33,269		33,269	26,553		26,553
13	委託料	1,122,293	1,296	1,123,589	619,200	1,296	620,496	517,379	1,296	518,675
14	使用料及び賃借料	85,913		85,913	46,085		46,085	41,522		41,522
15	工事請負費	168,510		168,510	155,497		155,497	141,004		141,004
16	原材料費	83,562		83,562	83,562		83,562	83,562		83,562
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	30,147		30,147	19,266		19,266	10,198		10,198
19	負担金、補助及び交付金	6,668,003		6,668,003	691,697		691,697	690,244		690,244
20	扶助費	1,490,312	356,167	1,846,479						
21	貸付金	1,083,857		1,083,857	90,428		90,428	90,428		90,428
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	24,358		24,358						
24	投資及び出資金	50,000		50,000	50,000		50,000	50,000		50,000
25	積立金	886,837	88,195	975,032	9,745		9,745	9,745		9,745
26	寄附金	36,200		36,200	5,700		5,700	5,700		5,700
27	公課費	57		57	7		7	7		7
28	繰出金									
	予備費									
	計	15,120,252	445,658	15,565,910	3,428,479	1,296	3,429,775	2,427,148	1,296	2,428,444
財	国庫支出金	2,227,256	236,879	2,464,135	381,616		381,616	379,900		379,900
源	地方債	23,000		23,000						
内	その他	3,253,029		3,253,029	286,753		286,753	285,238		285,238
訳	一般財源	9,616,967	208,779	9,825,746	2,760,110	1,296	2,761,406	1,762,010	1,296	1,763,306

平成27年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	4款 衛生費		
		うち生活環境部		
		2項 環境衛生費		
		4目 環境保全費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	40,305		40,305
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	5,712		5,712
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	8,451		8,451
9	旅費	19,448		19,448
	費用弁償	3,654		3,654
	普通旅費	10,051		10,051
	特別旅費	5,743		5,743
10	交際費			
11	需用費	37,006		37,006
12	役務費	21,601		21,601
13	委託料	501,481	1,296	502,777
14	使用料及び賃借料	37,217		37,217
15	工事請負費	141,004		141,004
16	原材料費	83,562		83,562
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	9,572		9,572
19	負担金、補助及び交付金	639,810		639,810
20	扶助費			
21	貸付金	90,428		90,428
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金	50,000		50,000
25	積立金	9,745		9,745
26	寄附金	5,700		5,700
27	公課費	7		7
28	繰出金			
	予備費			
	計	1,701,049	1,296	1,702,345
財	国庫支出金	363,148		363,148
源	地方債			
内	その他	163,387		163,387
訳	一般財源	1,174,514	1,296	1,175,810

平成27年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	7款 商工費										
				うち生活環境部							
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	3項 観光費				
			補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1 報酬	87,166		87,166	4,648		4,648	4,648			4,648	
2 給料	453,127		453,127	11,097		11,097					
3 職員手当等	230,539		230,539	5,661		5,661					
4 共済費	206,143		206,143	4,769		4,769	839				839
5 災害補償費											
6 恩給及び退職年金											
7 賃金	946		946	946		946	946				946
8 報償費	708,108	187,000	895,108	1,387		1,387	1,280				1,280
9 旅費	100,465	79	100,544	4,200		4,200	3,500				3,500
費用弁償	21,263		21,263	100		100	100				100
普通旅費	49,380	79	49,459	1,850		1,850	1,150				1,150
特別旅費	29,822		29,822	2,250		2,250	2,250				2,250
10 交際費											
11 需用費	67,874	150	68,024	4,155		4,155	3,255				3,255
12 役務費	45,968	240	46,208	1,703		1,703	1,130				1,130
13 委託料	839,524	6,866	846,390	47,406	4,326	51,732	47,406	4,326			51,732
14 使用料及び賃借料	153,092	100	153,192	3,756		3,756	2,556				2,556
15 工事請負費	178,310		178,310	4,583		4,583	4,583				4,583
16 原材料費											
17 公有財産購入費											
18 備品購入費	8,531		8,531	5,099		5,099	5,099				5,099
19 負担金、補助及び交付金	10,165,981	199,344	10,365,325	40,117	1,910	42,027	40,101	1,910			42,011
20 扶助費											
21 貸付金	688,383		688,383								
22 補償、補填及び賠償金											
23 償還金、利子及び割引料											
24 投資及び出資金	1,500		1,500								
25 積立金											
26 寄附金											
27 公課費	199		199								
28 繰出金	17,542		17,542								
予備費											
計	13,953,398	393,779	14,347,177	139,527	6,236	145,763	115,343	6,236			121,579
財源											
内	国庫支出金	314,728		314,728	30,629		30,629	30,629			30,629
	地方債	86,000		86,000							
	その他	980,527		980,527	3,501		3,501	24			24
訳	一般財源	12,572,143	393,779	12,965,922	105,397	6,236	111,633	84,690	6,236		90,926

平成27年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	7款 商工費		
		うち生活環境部		
		3項 観光費		
		1目 観光費		
	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	4,648		4,648
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	839		839
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金	946		946
8	報償費	1,280		1,280
9	旅費	3,500		3,500
	費用弁償	100		100
	普通旅費	1,150		1,150
	特別旅費	2,250		2,250
10	交際費			
11	需用費	3,255		3,255
12	役務費	1,130		1,130
13	委託料	47,406	4,326	51,732
14	使用料及び賃借料	2,556		2,556
15	工事請負費	4,583		4,583
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	5,099		5,099
19	負担金、補助及び交付金	40,101	1,910	42,011
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	115,343	6,236	121,579
財源内訳	国庫支出金	30,629		30,629
	地方債			
	その他	24		24
	一般財源	84,690	6,236	90,926

平成27年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費								
				うち生活環境部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 土木管理費		
							補正前	補正額	補正後
1 報酬	299,848		299,848	37,661		37,661	307		307
2 給料	1,967,868		1,967,868	218,241		218,241	18,495		18,495
3 職員手当等	1,007,960		1,007,960	111,338		111,338	9,435		9,435
4 共済費	742,200		742,200	81,084		81,084	6,550		6,550
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金									
8 報償費	10,197	800	10,997	2,141	800	2,941	36	800	836
9 旅費	51,894	400	52,294	6,497	400	6,897	242	400	642
費用弁償	4,208		4,208	1,096		1,096	138		138
普通旅費	45,324		45,324	4,863		4,863	68		68
特別旅費	2,362	400	2,762	538	400	938	36	400	436
10 交際費									
11 需用費	758,394		758,394	64,039		64,039	1,337		1,337
12 役務費	161,578		161,578	15,198		15,198	134		134
13 委託料	8,216,644	75,535	8,292,179	966,563	750	967,313	3,086	750	3,836
14 使用料及び賃借料	256,917		256,917	21,558		21,558	180		180
15 工事請負費	23,490,587	61,878	23,552,465	1,946,721		1,946,721			
16 原材料費	3,022		3,022						
17 公有財産購入費	781,745		781,745	9,957		9,957			
18 備品購入費	466,011		466,011	29,959		29,959	32		32
19 負担金、補助及び交付金	9,350,922	4,688	9,355,610	1,017,284	4,688	1,021,972	272,753	4,688	277,441
20 扶助費									
21 貸付金	10,468		10,468	10,468		10,468			
22 補償、補填及び賠償金	1,482,344		1,482,344	20,310		20,310			
23 償還金、利子及び割引料	60,802		60,802						
24 投資及び出資金									
25 積立金	29,728		29,728	29,674		29,674			
26 寄附金									
27 公課費	5,635		5,635						
28 繰出金	10,414		10,414	10,414		10,414			
予備費									
計	49,165,178	143,301	49,308,479	4,599,107	6,638	4,605,745	312,587	6,638	319,225
財源	財 国庫支出金 15,020,694								
	地 地方債 16,119,000								
	内 そ の 他 1,639,529								
訳	一 般 財 源 16,385,955 143,301 16,529,256 2,000,440 6,638 2,007,078 260,327 6,638 266,965								

平成27年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	8款 土木費			生活環境部 合計		
		うち生活環境部			補正前	補正額	補正後
		1項 土木管理費					
		4目 建築指導費					
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	307		307	124,832		124,832
2	給料				1,009,827		1,009,827
3	職員手当等				522,757		522,757
4	共済費				374,565		374,565
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃金				2,837		2,837
8	報償費	36	800	836	28,367	800	29,167
9	旅費	242	400	642	47,600	400	48,000
	費用弁償	138		138	6,291		6,291
	普通旅費	68		68	27,762		27,762
	特別旅費	36	400	436	13,547	400	13,947
10	交際費						
11	需用費	1,337		1,337	193,199		193,199
12	役務費	134		134	55,863		55,863
13	委託料	3,086	750	3,836	1,727,364	6,372	1,733,736
14	使用料及び賃借料	180		180	75,383		75,383
15	工事請負費				2,307,450		2,307,450
16	原材料費				83,562		83,562
17	公有財産購入費				9,957		9,957
18	備品購入費	32		32	198,304		198,304
19	負担金、補助及び交付金	272,753	4,688	277,441	2,188,416	6,598	2,195,014
20	扶助費						
21	貸付金				101,096		101,096
22	補償、補填及び賠償金				20,310		20,310
23	償還金、利子及び割引料						
24	投資及び出資金				50,000		50,000
25	積立金				39,480		39,480
26	寄附金				5,700		5,700
27	公課費				7		7
28	繰出金				10,414		10,414
	予備費						
	計	278,107	6,638	284,745	9,177,290	14,170	9,191,460
財	国庫支出金	3,593		3,593	2,023,692		2,023,692
源	地方債				899,000		899,000
内	その他	48,667		48,667	1,103,919		1,103,919
訳	一般財源	225,847	6,638	232,485	5,150,679	14,170	5,164,849

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
7款 商工費	
3項 観光費	
1目 観光費	
負担金、補助 及び交付金	1,910
・ジオパーク観光モビリティ研究会支援補助金	
8款 土木費	
1項 土木管理費	
4目 建築指導費	
負担金、補助 及び交付金	4,688
・福祉のまちづくり推進事業補助金	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源	一般財源			
			千円		千円	国庫支出金	地方債	その他	千円	
平成27年度 衛生環境研究所庁舎機械警備業 務委託	3,306			平成28年度から 平成30年度まで	3,306	342			2,964	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

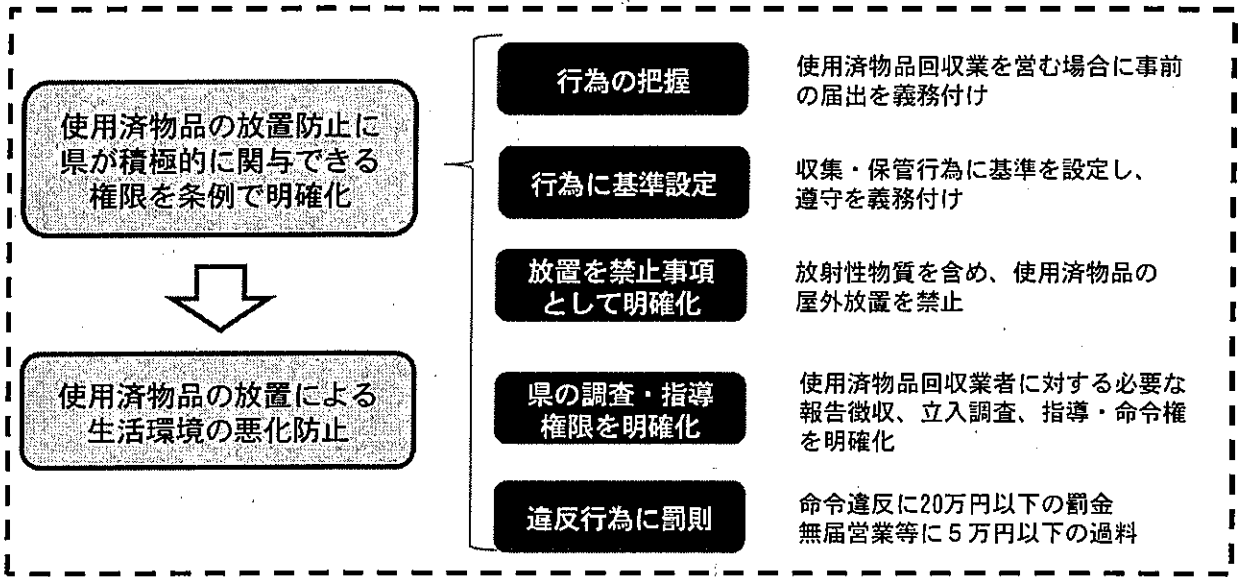
変更分

事 項	限 度 額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
	補正前の額	千円	期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
平成27年度 固定資産調査評価業務委託	補正前の額	20,970			平成28年度	20,970				20,970	
	補正額	4,530			平成28年度	4,530				4,530	
	補正後の額	25,500			平成28年度	25,500				25,500	

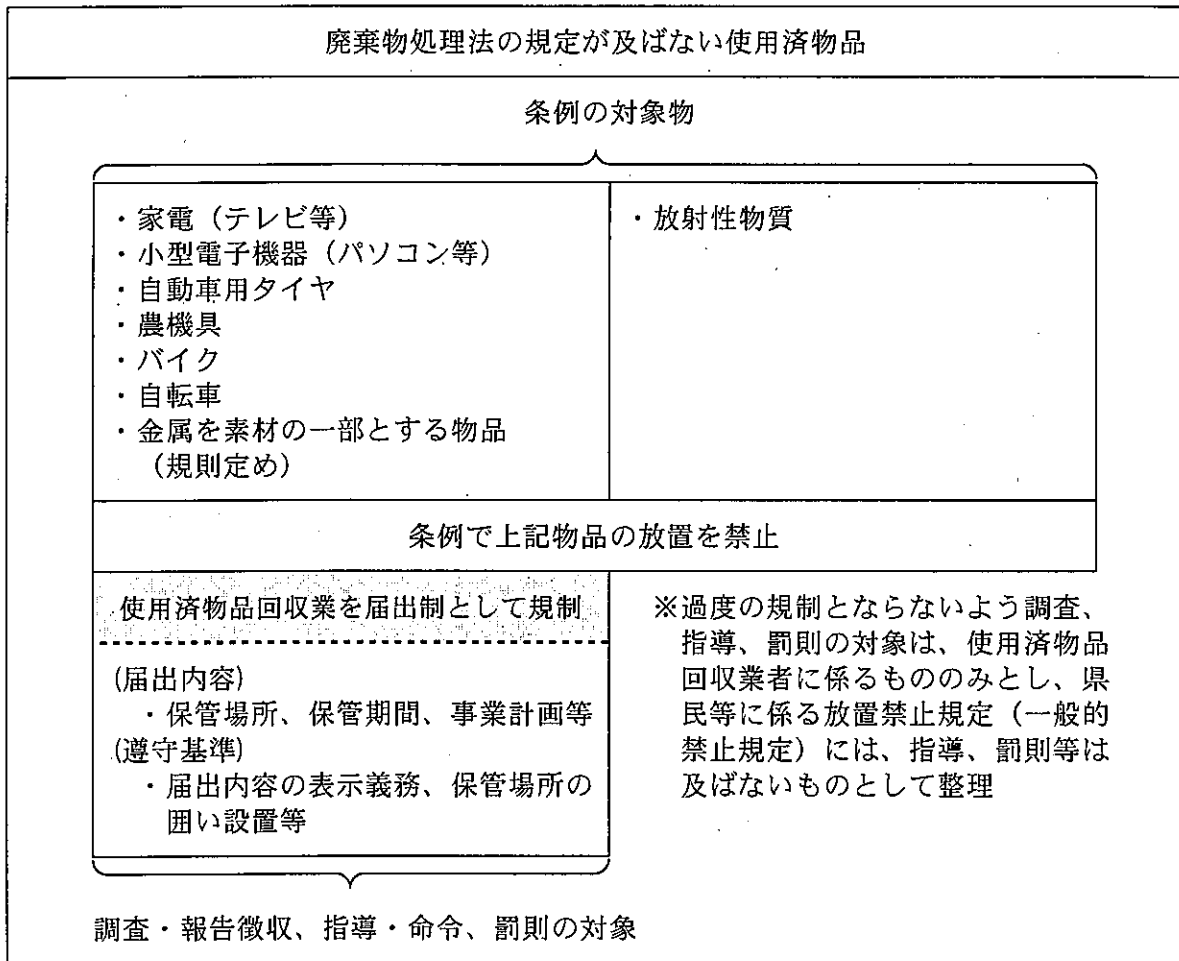
条例名等	鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の設定について
提出理由及び概要	<p>1 提案理由 使用済物品等の放置を防止するために必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境を保全する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 県民、県等の責務を定める。</p> <p>(2) 使用済物品回収業の届出 使用済物品回収業を営もうとする者は、使用済物品回収業を行う場合は、あらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p>(3) 使用済物品回収業を営む者について、使用済物品を屋外で保管し、又は運搬するときに従わなければならない基準を設けるとともに、使用済物品が廃棄物となったときは、遅滞なく、これを処分しなければならない。</p> <p>(4) 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を受け取り、又は引き渡したときは、当該取引に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>(5) 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品回収業を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出るとともに、所有する使用済物品を売却その他の適切な方法により処分しなければならない。</p> <p>(6) 何人も、使用済物品又は放射性物質を屋外に放置して、周辺的生活環境を悪化させてはならず、それを発見した者は、知事にその旨を通報することができる。</p> <p>(7) 知事は、必要な限度において、使用済物品回収業を営む者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、使用済物品回収業を営む者の事務所若しくは使用済物品が保管されている場所に立ち入り、記録、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>(8) 改善命令 ア 知事は、使用済物品回収業を営む者が(3)の基準等に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、使用済物品の保管又は収集の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 イ 知事は、使用済物品回収業を営んでいた者が使用済物品を処分していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、使用済物品の移動、処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(9) 罰則 ア 改善命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。 イ 使用済物品回収業を営む者が、届出、記録の作成又は報告若しくは検査の業務に従わないときは、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(10) 施行期日は、平成28年7月1日とする(9)に関する事項を除き、平成28年4月1日とする。</p>

条例案の概要

1 概要



2 条例の対象物と規制等の整理



鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 使用済物品回収業の規制（第7条－第10条）
- 第3章 雑則（第11条－第15条）
- 第4章 罰則（第16条－第18条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、使用済物品等の放置を防止するために必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 使用済物品 次に掲げる物品であって、一度使用されたものをいう。

ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車であって、農業機械に該当するもの

イ 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車

ウ 道路運送車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車であって、二輪のもの（側車付きのものを含む。）

エ 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のタイヤ

オ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車

カ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器

キ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第2条第1項に規定する小型電子機器等

ク アからキまでに掲げるもののほか、金属及び金属以外の材料のいずれもが含まれる物品であって、放置されると生活環境が悪化する恐れがあるものとして規則で定めるもの

(2) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

(3) 使用済物品回収業 使用済物品（廃棄物となったものを除く。）の収集又は運搬を行う事業をいう。ただし、次に掲げる事業を除く。

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業

イ 使用済物品をそのまま又は修理を行ってその本来の用途に供する者へ販売することを目的として収集を行う事業

（県民の責務）

第3条 県民は、この条例及び廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法、小型家電リサイクル法その他の法令に従い、使用済物品の適正な処分に努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 使用済物品を所有し、占有し、又は管理する事業者は、この条例及び廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法、小型家電リサイクル法その他の法令に従い、使用済物品の保管及び処分を適正に行い、美しく快適で安全な生活環境の保全に努めるものとする。

（土地所有者等の責務）

第5条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有し、占有し、又は管理する土地において使用済物品が放置されないよう、適正な土地の管理に努めるものとする。

（県の責務）

第6条 県は、県民及び市町村と協力して、使用済物品又は放射性物質の放置による生活環境の悪化を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 使用済物品回収業の規制

（使用済物品回収業の届出）

第7条 使用済物品回収業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 収集又は運搬を行う使用済物品の品目及び数量

(3) 使用済物品を保管する場所、期間及び方法

(4) 使用済物品回収業を継続して営むための事業計画

(5) その他規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第14条第1項の規定による命令に従うことにより生ずる変更その他規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

(使用済物品の保管等)

第8条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を屋外で保管するときは、次に掲げる基準に従わなければならない。

- (1) 次に掲げる要件を満たす場所で保管すること。
 - ア 周囲に囲いが設けられていること。
 - イ 規則で定めるところにより、見やすい箇所に使用済物品の保管場所である旨その他使用済物品の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
- (2) 保管の方法が、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 使用済物品が飛散し、又は流出しないものであること。
 - イ 使用済物品から汚水又は廃液が漏れ出し、及び地下に浸透しないものであること。
 - ウ 使用済物品から悪臭が発散しないものであること。
 - エ 規則で定める高さを超えて使用済物品を積み上げないものであること。
- (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、使用済物品の適正な保管を図るための基準として規則で定めるもの

2 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を運搬するときは、次に掲げる基準に従わなければならない。

- (1) 使用済物品の飛散及び流出を防止することができる構造又は設備を有する車両を使用すること。
- (2) 車両の前後に、規則で定めるところにより、使用済物品を運搬する車両である旨その他必要な事項を表示すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、使用済物品の適正な運搬を図るための基準として規則で定めるもの

3 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品が廃棄物となったときは、遅滞なく、これを処分しなければならない。

(記録の作成等)

第9条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を受け取り、又は引き渡したときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

- (1) 取引の年月日
- (2) 使用済物品の品目及び数量

2 使用済物品回収業を営む者は、規則で定めるところにより、前項の記録をその作成の日から3年間、保存しておかななければならない。

(使用済物品回収業の廃止)

第10条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品回収業を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出るとともに、所有する使用済物品を売却その他の適切な方法により処分しなければならない。

第3章 雑則

(使用済物品等の放置の禁止)

第11条 何人も、使用済物品又は放射性物質を屋外に放置して、周辺的生活環境を悪化させてはならない。

2 前項の規定に違反して使用済物品又は放射性物質が屋外に放置されていることを発見した者は、知事にその旨を通報することができる。

(報告及び検査)

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、使用済物品回収業を営む者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、使用済物品回収業を営む者の事務所若しくは使用済物品が保管されている場所に立ち入り、第9条第1項の記録、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第13条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、使用済物品の収集、運搬又は保管をする者に対し、使用済物品の収集、運搬又は保管に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(改善命令)

第14条 知事は、使用済物品回収業を営む者が第8条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、使用済物品の保管又は収集の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、使用済物品回収業を営んでいた者が第10条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、使用済物品の移動、処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第16条 第14条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第7条又は第10条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第9条第1項の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者

(3) 第9条第2項の規定に違反して記録を保存しなかった者

(4) 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年7月1日から施行する。

(鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の廃止)

2 鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例(平成13年鳥取県条例第39号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に使用済物品回収業を営んでいる者に対する第7条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成28年4月30日までに」とする。この場合において、前項の規定による廃止前の鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例(以下「旧条例」という。)第7条第1項の規定による届出は、第7条第1項の規定による届出とみなす。

4 この条例の施行前にされた旧条例第9条、第10条又は第11条第1項の規定による指導、勧告若しくは命令又は報告若しくは立入検査については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

条例名等
提出理由及び概要

地方創生の推進を図るためのまちづくり関係条例の整備に関する条例の設定について

1 条例の設定理由

人口減少・少子高齢化が進行する中、地方創生を実現するためには、高齢者、障害者を含む全ての県民が住み慣れた地域で、安全・安心に暮らし続けることが必要である。地方創生の理念を踏まえ、安全かつ豊かで住みやすいまちづくりを一体的に推進するため、まちづくり関連条例を一括改正し、地方創生の実現を目指すまちづくり条例として新たに設定する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正
 - 以下の開発行為・建築物の用途変更は、市街化調整区域でも許可できることとする。
 - ア 障害福祉サービス、老人居宅生活支援事業の用に供する建築物等で、市町村長が必要と認め、かつ、敷地面積3,000㎡を超えないものを建設する目的で行う開発行為
 - イ 幹線道路沿いの区域において使用がなされていないことが常態である建築物の用途を店舗、事務所等に変更して有効活用する目的で行う建築物の用途の変更

(2) 鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正

ア 適合事務対象となる建物規模の引き下げ	
①	主に公共設置となる施設は、面積に関わらず全て適合を義務付け
②	義務付け面積の基準が高く、対象施設数が少なかった施設について義務付け面積を引下げ
	ホテル、旅館・・・1千㎡以上 ⇒ 200㎡以上かつ10室以上 飲食店……………200㎡以上 ⇒ 100㎡以上 他
イ 障がいの種類等に応じた基準の引き下げ、義務付け設備の追加	
車いす使用者	<新>一定規模以上の施設の車いす使用者用駐車場に屋根設置を義務付け ・車いす対応エレベーターの設置面積基準の引下げ（2千㎡以上 ⇒ 1千㎡以上） ・ホテルの車いす使用者用客室の設置室数の拡大（25室以上で1/50以上等） ・トイレ内大人用ベッド設置対象用途の拡大、面積基準の引下げ （公共事務所等2千㎡以上⇒全て、物販店・ホテル等5千㎡以上⇒2千㎡以上等） ・面積に関わらず、主要な玄関の段差解消等を義務付け（100㎡以上 ⇒ 全て）
視覚障がい者	<新>一定規模以上の施設の敷地内と道路の誘導ブロックとの接続を義務付け ・音声誘導装置の設置面積基準の引下げ （公共事務所等1千㎡以上 ⇒ 全て、物販店5千㎡以上 ⇒ 2千㎡以上等）
聴覚障がい者	<新>ホテル一般客室の一部に火災等を知らせる回転灯等の設置を義務付け <新>公共事務所に電光掲示板装置の設置を義務付け
高齢者	<新>一定規模以上の公共事務所、物販店、ホテル等に休憩スペース設置義務付け <新>一般トイレの1カ所以上に洋式化を義務付け
子育てオストメイト	・一定規模以上の公共事務所、病院、物販店等で、多目的トイレとは別に一般トイレ内にオムツ替え設備、オストメイト対応設備の1カ所以上設置を義務付け
ウ 既存建築物利活用の際の適用基準他の緩和	
・既存建築物（200㎡以下）を用途変更し利活用する場合に一部基準の適用を緩和	
エ 競技場等に係る基準の追加	
<新>車いす使用者用客席の配置等に係る規定を追加（通路、階段等は既存規定で対応可）	

(3) 鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部改正

- ア 立地誘導する大規模集客施設を、床面積1,500㎡以上の店舗、飲食店に限定する。
- イ 商業その他の業務の利便を増進する地区計画の区域においては、届出不要とする。
- ウ 知事意見への異議申出に係る施設設置者への通知後6ヶ月は、工事着手を制限する。

(4) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成28年1月1日（福祉のまちづくり条例は平成28年4月1日）とする。
- イ 福祉のまちづくり条例及び大規模集客施設立地誘導条例について、経過措置を講ずる。
- ウ 福祉のまちづくり条例について、施行後5年を経過後、規定等について検討を加える。

地方創生の推進を図るためのまちづくり関係条例の整備に関する条例

(鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例(平成21年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第5条関係)			別表(第5条関係)		
略			略		
9 当該区域の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない者が、自己用住宅を建設する目的	区分決定日以前に造成工事が完了し若しくは施行中であつた住宅団地として知事が鳥取県開発審査会の議を経て認定したものの区域又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第8項に規定する施行区域	建築基準法別表第2(イ)項第1号又は第2号に掲げる建築物	9 当該区域の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない者が、自己用住宅を建設する目的	区分決定日以前に造成工事が完了し又は施行中であつた住宅団地として知事が鳥取県開発審査会の議を経て認定したものの区域、又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第8項に規定する施行区域	建築基準法別表第2(イ)項第1号又は第2号に掲げる建築物
10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応	当該市町村の長が適当と認めた区域	社会福祉施設(敷地面積が3,000平方メートルを超えず、かつ、延床面積が1,500平方メートル以下のものに限る。)			

<p>型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的</p>					
<p>11 居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物の用途を変更して有効活用する目的</p>	<p>幹線道路（交通量の多い道路をいう。）沿いの区域（所在する市町村の長の申出により、知事が鳥取県開発審査会の意見を聴いて定め、告示する区域に限る。）</p>	<p>店舗、事務所その他これらに類する建築物</p>			

（鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正）

第2条 鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 前文 第1章～第3章 略 <u>第4章 車いすが利用しやすい施設の整備（第25条・第26条）</u> <u>第5章 雑則（第27条）</u> 附則</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）福祉のまちづくり 高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ること等により、誰もが自らの意思で行動し、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することができる社会の構築に向けた地域環境の整備を推進することをいう。</p>	<p>目次 前文 第1章～第3章 略 <u>第4章 雑則（第25条）</u> 附則</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）福祉のまちづくり 高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ること等により、<u>高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保して</u>、誰もが自らの意思で行動し、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することができる社会の構築に向けた地域環境の整備を推進することをいう。</p>

(2) 略

2 略

(県の責務)

第3条 略

2 県は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を率先して講ずるとともに、市町村が設置し、又は管理する公共的施設等における当該措置の実施を促すものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を講ずよう努めるものとする。

2 略

3 事業者は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

4 住宅を供給する事業を営む者は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者が安全かつ快適な生活ができるように配慮された住宅の供給に努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 略

2 略

3 県民は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

4 略

(基本方針)

第6条 県は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の自立した日常生活及び社会生活が確保されるよう、高齢者、障害者等の福祉に関する計画その他高齢者、障害者等の福祉に関する施策との連携を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のま

(2) 略

2 略

(県の責務)

第3条 略

2 県は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を率先して講ずるとともに、市町村が設置し、又は管理する公共的施設等における当該措置の実施を促すものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を講ずよう努めるものとする。

2 略

3 事業者は、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

4 住宅を供給する事業を営む者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適な生活ができるように配慮された住宅の供給に努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 略

2 略

3 県民は、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

4 略

(基本方針)

第6条 県は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるよう、高齢者、障害者等の福祉に関する計画その他高齢者、障害者等の福祉に関する施策との連携を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を

ちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

(1) 略

(2) 高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう公共的施設等の整備を推進すること。

(福祉教育の推進)

第8条 県は、児童及び生徒が福祉のまちづくりについての理解を深め、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者に対する思いやりの心をはぐくむよう、体験学習、ボランティア活動その他必要な教育活動を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 県は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者が安全かつ快適に利用できる施設の整備の促進に資する技術その他の福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(特別特定建築物の追加)

第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する事務所(以下「公益事業の事務所」という。)

(3)～(6) 略

(建築の規模の引下げ)

第14条 法第14条第3項の条例で定める建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。)の場合にあっては、当該増築等に係る部分(耐震改修により増加する部分を除く。))の床面積。以下同

総合的に実施するものとする。

(1) 略

(2) 高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう公共的施設等の整備を推進すること。

(福祉教育の推進)

第8条 県は、児童及び生徒が福祉のまちづくりについての理解を深め、高齢者、障害者等に対する思いやりの心をはぐくむよう、体験学習、ボランティア活動その他必要な教育活動を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 県は、高齢者、障害者等をはじめとするすべての県民が安全かつ快適に利用できる施設の整備の促進に資する技術その他の福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(特別特定建築物の追加)

第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第1号に規定する一般電気事業又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する事務所(以下「公益事業の事務所」という。)

(3)～(6) 略

(建築の規模の引下げ)

第14条 別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物については、法第14条第3項の条例で定める建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。))の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積。以下同じ。))の合計が同表の右欄に定める面積(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定

じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、建築物移動等円滑化基準のうち次に掲げるものは、適用しない。

(1) 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号に定める基準

(2) 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イに定める基準(幅70センチメートルを超える部分に限る。)

(3) 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号に定める基準

(建築物移動等円滑化基準の付加等)

第15条 略

2 前項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、前条に定める規模の特別特定建築物の建築についても適用する。

(廊下、階段及び傾斜路)

第16条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等の下端近接部分(階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の下端に近接する部分をいう。以下同じ。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 傾斜路の勾配が20分の1を超えない場合

(2) 傾斜路の高さが16センチメートルを超えず、

建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。

(建築物移動等円滑化基準の付加等)

第15条 略

2 前項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物であって、床面積の合計が同表の右欄に定める面積以上のもの及び当該規模に満たない特別特定建築物であって、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるものについても適用する。

(廊下、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第16条 廊下等の下端近接部分(階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の下端に近接する部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)をいう。以下同じ。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の下端に近接するもの

(2) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾

かつ、勾配が12分の1を超えない場合

(3) 自動車の駐車のための施設である場合

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する階段の踊場の下端近接部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 段差のある部分と連続して手すりを設ける場合

(2) 前項第3号に該当する場合

3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する傾斜路の踊場の下端近接部分には、視覚障害者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 傾斜のある部分と連続して手すりを設ける場合

(2) 第1項各号のいずれかに該当する場合

(便所)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 車いす使用者用便房以外に、腰掛便座の大便秘器を設けた便房を1以上設けること。

(4) 小便器を設ける場合は、そのうち1以上の周囲に手すりを設けること。

2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。

(3) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の

配が12分の1を超えない傾斜がある部分の下端に近接するもの

(3) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

2 階段の踊場の下端近接部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該下端近接部分が前項第3号に定めるもの、又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。

3 傾斜路の踊場の下端近接部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該下端近接部分が第1項各号のいずれかに該当するもの、又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。

(便所)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。

右欄に定める規模であるときは、次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備（他におむつの交換ができる場所を設ける場合を除く。）

イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

4・5 略

(ホテル又は旅館の客室)

第18条 ホテル又は旅館には、客室の総数が25以上の場合は、車いす使用者用客室及び聴覚障害者が円滑に利用できる客室（以下「聴覚障害者用客室」という。）を、いずれも次に掲げる数以上設けなければならない。

(1) 客室の総数が25以上200以下の場合 客室の総数を50で除して得た数

(2) 客室の総数が200を超える場合 客室の総数を100で除して得た数に2を加えた数

2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

(1)～(4) 略

3 聴覚障害者用客室は、回転灯その他の聴覚障害者に緊急情報を伝達することができる設備を設けなければならない。

(駐車場)

第18条の2 車いす使用者用駐車施設は、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、雨水等でぬかるまないようにするとともに、区画線等でその範囲を明確にしなければならない。

2 次に掲げる場合は、1以上の車いす使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

4・5 略

(ホテル又は旅館の客室)

第18条

車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

(1)～(4) 略

- (1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署の建築をする場合
- (2) 床面積の合計が50平方メートル以上である公衆便所の建築をする場合
- (3) 床面積の合計が5,000平方メートル以上である特別特定建築物の建築をする場合

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等（令第18条第3項に規定する場合にあつては、建築物の車寄せ。以下同じ。）から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、地上階の直上階又は直下階に設ける利用居室において提供されるサービスを地上階に設ける利用居室においても提供できるときは、この限りでない。

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。
 - ア 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア)・(イ) 略

(ウ) 当該出入口に風除室を設ける場合

イ 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造

(移動等円滑化経路)

第19条

移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち、屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 特別特定建築物の床面積の合計が100平方メートル（公衆便所にあつては、50平方メートル）以上であるとき、及び当該規模に満たない特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア)・(イ) 略

イ 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造

とすること。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。

イ 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児を預かることができる部屋を設け、当該部屋の出入口にその旨の表示を行うこと。

(ア) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

(イ) 公共体育館等（一般公共の用に供される体育館又は水泳場をいう。以下同じ。）若しくはボーリング場又は遊技場

エ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置くこと。

(ア) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

(イ) 集会場又は公会堂

(ウ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

(エ) ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）

(オ) 保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署

(カ) 公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場

(キ) 博物館、美術館又は図書館

(ク) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの（以下「ターミナル」という。）

(3) 当該移動等円滑化経路のうち車いす使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにすること。

(4) 略

とすること。

イ 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児を預かることができる部屋を設け、当該部屋の出入口にその旨の表示を行うこと。

(3) 略

(5) 略

(公益事業の事務所の特例)

第21条 略

(案内設備)

第21条の2 次に掲げる場合は、令第20条第1項の規定により設ける設備の付近に、回転灯その他聴覚障害者に緊急情報の内容を伝達することができる設備を設けなければならない。ただし、聴覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

(1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署の建築をする場合

(2) 床面積の合計が2,000平方メートル以上であるターミナルの建築をする場合

(案内設備までの経路)

第21条の3 次に掲げる場合であつて、道等に線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)が敷設されているときは、当該敷設された場所から案内設備までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路(公益事業の事務所にあつては、準視覚障害者移動等円滑化経路)にしなければならない。

(1) 病院若しくは診療所、保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署又はターミナルの建築をする場合

(2) 床面積の合計が50平方メートル以上である公衆便所の建築をする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、床面積の合計が1,000平方メートル以上の特別特定建築物の建築をする場合

(増築等に関する適用範囲)

第22条 増築等の場合には、第16条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

(1) 略

(2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室(共同住宅にあつては各住戸を、公益事業の事務所にあつては視覚障害者が利用する窓口又は案内所を含む。以下同じ。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベ-

(4) 略

(公益事業の事務所の特例)

第21条 略

(増築等に関する適用範囲)

第22条 増築等の場合には、第16条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

(1) 略

(2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室(共同住宅にあつては各住戸を、公益事業の事務所にあつては視覚障害者が利用する窓口又は案内所を、それぞれ含む。以下同じ。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、

ターその他の昇降機及び敷地内の通路
(3)～(5) 略
2 略

(適合証の交付)
第24条 略

第4章 車いすが利用しやすい施設の整備
(観客席の構造)

第25条 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、競技場その他多数の者が利用する施設（以下「劇場等」という。）の観客席には、知事が別に定めるところにより、車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用客席」という。）を設けるよう努めなければならない。

2 車いす使用者用客席は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 床は平坦であること。

(2) 車いす使用者1人につき、幅90センチメートル以上、奥行き120センチメートル以上とすること。

(3) 車いす使用者が前列の観客に遮られずに舞台等を見ることができるようになること。

(4) 他の客席より高い位置に設けるときは、脱輪しない構造とすること。

(受付カウンターの構造)

第26条 劇場等の受付カウンターのうち1以上は、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

(1) 高さは、70センチメートル程度とすること。

(2) その下部に、車いす使用者に配慮した空間を確保すること。

第5章 雑則
(規則への委任)
第27条 略

別表第8（第21条関係）

1 当該準視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
(3)～(5) 略
2 略

(適合証の交付)
第24条 略

第4章 雑則
(規則への委任)
第25条 略

別表第8（第21条関係）

1 当該準視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状プロ

2～7 略

ック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

2～7 略

第3条 鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1（第14条関係）

	区 分	規 模
特別支援学校	令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合（以下「エレベーターの場合」という。）	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
各種学校又は専修学校	令第14条第1項に定める基準を適用する場合	床面積の合計2,000平方メートル以上
	令第18条第2項第2号（主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第7号に定める基準を適用する場合（以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。）	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	令第14条第1項に定める基準を適用する場合	床面積の合計2,000平方メートル以上
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
病院	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
診療所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
集会所又は公会堂	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
展示場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上

	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
ホテル又は旅館	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	客室の総数が10以上、かつ、床面積の合計200平方メートル以上
公益事業の事務所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
共同住宅、寄宿舍又は下宿	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
公共体育館等又はボーリング場	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
遊技場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
第13条第5号に掲げる体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上

	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
公衆浴場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
飲食店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計200平方メートル以上
自動車教習所等	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
ターミナル	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
公衆便所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計50平方メートル以上
公共用歩廊	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上

備考 工事期間中に限ってその用途に供される仮設建築物（令第5条に定める用途のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のものを除く。）は、特別特定建築物には含まれないものとする。

別表第2（第17条関係）

病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計500平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計5,000平方メートル以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計1,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはポーリング場又は遊技場	床面積の合計1,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計500平方メートル以上
ターミナル	床面積の合計100平方メートル以上

公衆便所	床面積の合計50平方メートル以上
------	------------------

別表第3（第17条関係）

病院	床面積の合計2,000平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計2,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計2,000平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計5,000平方メートル以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計5,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計2,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計2,000平方メートル以上
ターミナル	全て

別表第4（第17条関係）

特別支援学校	全て
病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計2,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計2,000平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計2,000平方メートル以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計2,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計2,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計2,000平方メートル以上
ターミナル	全て
公衆便所	床面積の合計50平方メートル以上

別表第5（第19条関係）

特別支援学校	全て
病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計1,000平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計2,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等	床面積の合計1,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計1,000平方メートル以上
郵便局又は銀行	床面積の合計1,000平方メートル以上
ターミナル	全て

別表第6（第19条関係）

病院	床面積の合計100平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計500平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計5,000平方メートル以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計5,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	床面積の合計100平方メートル以上
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計1,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計1,000平方メートル以上
ターミナル	床面積の合計100平方メートル以上

(鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部改正)

第4条 鳥取県大規模集客施設立地誘導条例(平成21年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>鳥取県大規模店舗立地誘導条例</u></p>	<p><u>鳥取県大規模集客施設立地誘導条例</u></p>
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条-第7条)</p> <p>第2章 <u>大規模店舗</u>の立地の誘導(第8条-第17条)</p> <p>第3章 雑則(第18条-第20条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条-第7条)</p> <p>第2章 <u>大規模集客施設</u>の立地の誘導(第8条-第17条)</p> <p>第3章 雑則(第18条-第20条)</p> <p>附則</p>
<p>本県には、都市部はもちろん農村部にも、長い歴史の中で一定の都市機能を集積させ、周辺から多くの人々が集まり、交流する拠点となっている地域が存在する。そうした地域は、その周辺部を含めた広域の経済的・文化的な中心地として、当該広域の社会全体を支えてきた。</p> <p>しかし、<u>近年では、自家用車の普及等を背景として、住民生活に必要な不可欠なサービスを提供する店舗</u>の都市周辺部への立地が進み、中心地域では空き家、空き店舗等が増加し、住民や来訪者が減少して、それが更なる<u>店舗</u>の流出・拡散を招くという悪循環が生じている。</p> <p>今後、少子化による人口減少が避けられない中で、こうした中心地域からの<u>店舗</u>の流出・拡散を放置しては、その周辺部を含めた広域全体が、自家用車を利用しない者にとっては必要な生活サービスも満足に受けられない暮らしにくい地域となり、人口減少に拍車がかかり、<u>地域</u>に根付いた文化、産業等を支えていくことさえ困難になるおそれがある。</p> <p>また、<u>人や物の輸送等による二酸化炭素排出量の増大や周辺部の開発による自然の減少により、環境への負荷が増大することも懸念される。</u></p> <p>今こそ、中心地域にある既存の都市機能の集積を有効に活用しつつ、その周辺部に残る豊かな自然を守</p>	<p>本県には、都市部はもちろん農村部にも、長い歴史の中で一定の都市機能を集積させ、周辺から多くの人々が集まり、交流する拠点となっている地域が存在する。そうした地域は、その周辺部を含めた広域の経済的・文化的な中心地として、当該広域の社会全体を支えてきた。</p> <p>しかし<u>近年では、人口の都市集中、核家族化の進展等に伴う住宅地の拡大、自家用車の普及等を背景として、大規模集客施設等の都市周辺部への立地が進み、中心地域に集積していた都市機能が急速に流出・拡散しつつある。</u>このため、<u>当該地域では空き家、空き店舗等が増加し、住民や来訪者が減少して、様々な公共サービスが効率的に提供できなくなり、それが更なる都市機能の流出・拡散を招くという悪循環が生じている。</u></p> <p>今後、少子化による人口減少が避けられない中で、こうした中心地域からの<u>都市機能</u>の流出・拡散を放置しては、その周辺部を含めた広域全体が、<u>子どもや高齢者など自家用車に頼れない人は必要な生活サービスも満足に受けられない暮らしにくい地域となり、人口減少に拍車がかかり地域に根付いた文化、産業等を支えていくことさえ困難になるおそれがある。</u></p> <p>また、<u>今後は生産年齢人口の減少により経済が縮小し、税収が落ち込み、道路その他の社会資本の整備・維持も困難になると思われる。また、輸送等に係るエネルギー効率の悪化による二酸化炭素排出量の増大や、周辺部の開発による自然の減少により、環境への負荷が増大することも懸念される。</u></p> <p>今こそ、<u>都市機能の流出・拡散を抑制し、中心地域にある既存の都市機能の集積を有効に活用しつつ、そ</u></p>

り、誰もが暮らしやすく環境への負荷も少ない、持続的に発展していくことが可能な地域を創り上げていかなければならない。

この重要課題に対し、県、市町村、事業者及び県民が、広域的な視点から連携・協働して大規模店舗の立地の誘導に取り組み、もって新しい時代にふさわしいコンパクトなまちづくりの推進に資することができるよう、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、大規模店舗の立地について、基本方針を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、広域的な見地からこれを適切な場所へと誘導するための手続等を定めることにより、コンパクトなまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 大規模店舗 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物のうち、これらの用途に供する部分の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。以下同じ。）の合計（以下「総床面積」という。）が1,500平方メートルを超えるものをいう。

(3) 大規模店舗の設置 大規模店舗を新設し、増築し、若しくは改築すること（増築又は改築にあつては、規則で定める規模又は内容のものに限る。）又は大規模店舗に該当しない建築物を増築等（増築若しくは改築又は用途変更をいう。以下同じ。）により大規模店舗にすることをいう。

の周辺部に残る豊かな自然を守り、だれもが暮らしやすく環境への負荷も少ない、持続的に発展していくことが可能な地域を創り上げていかなければならない。

そのためには、都市機能の集積動向に大きな影響を与える大規模集客施設の立地を適切な場所に誘導していくことが非常に重要である。

この重要課題に対し、県、市町村、事業者及び県民が、広域的な視点から連携・協働して積極的に取り組み、もって新しい時代にふさわしいコンパクトなまちづくりの推進に資することができるよう、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、大規模集客施設の立地について、基本方針を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、広域的な見地からこれを適切な場所へと誘導するための基本的な手続等を定めることにより、都市機能の流出・拡散を抑制し、もってコンパクトなまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 集客施設 劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、勝舟投票券発売所又は場内車券売場の用に供される建築物（その一部が他の用途に供されるものを含む。）及びそれらと一体的に運営される可能性があるものとして規則で定めるそれら以外の建築物をいう。

(3) 大規模集客施設 それを構成する各建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。以下同じ。）の合計（以下「総床面積」という。）が1,500平方メートルを超える集客施設をいう。

(4) 大規模集客施設の設置 大規模集客施設を新設し、増築し、若しくは改築すること（増築又は改築にあつては、規則で定める規模又は内容のものに限る。）又は大規模集客施設に該当しない建築物を増築等（増築若しくは改築又は用途変更をいう。以下同じ。）により大規模集客施設にする

(4) 関係市町村 大規模店舗の敷地（建築物が設置される土地、及びその周辺の土地（当該建築物を使用し又は管理する者がその効用を増加させるために所有権その他の権原に基づいて使用し又は管理すると認められるものに限る。）をいう。以下同じ。）の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）及びこれに隣接する市町村をいう。

(5) 施設設置者 大規模店舗の設置を行い、又は行おうとする者をいう。

(基本方針)

第3条 大規模店舗の立地は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するよう、次の方針に基づき適切な場所へと誘導するものとする。

(1) 大規模店舗は、その立地について、関係市町村の住民（関係市町村の区域内に事務所又は事業場を有する者を含む。以下「関係住民」という。）の理解を得るため必要な努力が払われた場所に立地させること。

(2) 大規模店舗は、別表第1の左欄に掲げるその規模に応じ、同表の右欄に定める要件を備えた場所に立地させること。ただし、全ての関係市町村の長がそれぞれの地域づくりの支障にならないと認めるときは、この限りでない。

(3) 大規模店舗は、次に掲げる地域には立地させないこと。ただし、全ての関係市町村の長がそれぞれの地域づくりの支障にならないと認めるとき（次に掲げる地域ごとに、それぞれに規定する法律又は条例に適合するときに限る。）は、この限りでない。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する市街化調整区域（同法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域を除く。）

イ～オ 略

(県の責務)

第4条 県は、前条の方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、自らが策定する地域計画（都市計画法第4条第1項に規定する都市計画その他の地域づくりに関する計画をいう。以下同じ。）を県内におけるコンパクトなまちづくりの推進に配慮したものとするとともに、大規模店舗の立地をコンパクト

ことをいう。

(5) 関係市町村 大規模集客施設の敷地（建築物が設置される土地、及びその周辺の土地（当該建築物を使用し又は管理する者がその効用を増加させるために所有権その他の権原に基づいて使用し又は管理すると認められるものに限る。）をいう。以下同じ。）の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）及びこれに隣接する市町村をいう。

(6) 施設設置者 大規模集客施設の設置を行い、又は行おうとする者をいう。

(基本方針)

第3条 大規模集客施設の立地は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するよう、次の方針に基づき適切な場所へと誘導するものとする。

(1) 大規模集客施設は、その立地について、関係市町村の住民（関係市町村の区域内に事務所又は事業場を有する者を含む。以下「関係住民」という。）の理解を得るため必要な努力が払われた場所に立地させること。

(2) 大規模集客施設は、別表第1の左欄に掲げるその規模に応じ、同表の右欄に定める要件を備えた場所に立地させること。ただし、関係市町村の長がすべてそれぞれの地域づくりの支障にならないと認めるときは、この限りでない。

(3) 大規模集客施設は、次に掲げる地域には立地させないこと。ただし、関係市町村の長がすべてそれぞれの地域づくりの支障にならないと認めるとき（次に掲げる地域ごとに、それぞれに規定する法律又は条例に適合するときに限る。）は、この限りでない。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する市街化調整区域

イ～オ 略

(県の責務)

第4条 県は、前条の方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、自らが策定する地域計画（都市計画法第4条第1項に規定する都市計画その他の地域づくりに関する計画をいう。以下同じ。）を県内におけるコンパクトなまちづくりの推進に配慮したものとするとともに、大規模集客施設の立地をコンパクト

トなまちづくりの推進と調和させるため、関係市町村の地域計画を尊重しつつ、県民の生活上の利便等にも配慮して、施設設置者に必要な指導監督を行い、関係者間の意見調整を図りながら、広域的な見地から大規模店舗の立地を適切な場所へと誘導するものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、大規模店舗の立地が、当該市町村の住民の生活上の利便等のみならず、隣接する市町村等も含めた広域的な地域の在り方に大きな影響を与えるものであることを認識し、基本方針を踏まえつつ、自らが策定する地域計画を広域におけるコンパクトなまちづくりの推進に配慮したものであるものとするよう努めるとともに、大規模店舗の立地を適切な場所へと誘導するため、県、隣接する市町村等と協調して必要な指導調整を行うものとする。

(施設設置者の責務)

第6条 施設設置者は、大規模店舗の立地について、市町村や県民の意向を尊重しつつ、基本方針ののっとり、県の指導監督に従って、それがコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとなるよう取り組むものとする。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本方針を踏まえつつ、大規模店舗の立地が、自らの生活上の利便等のみならず、コンパクトなまちづくりの推進に及ぼす影響も考慮して、それが適切な場所で行われるよう、県及び市町村の取組に協力するものとする。

第2章 大規模店舗の立地の誘導

(設置届)

第8条 施設設置者は、大規模店舗の設置について、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 大規模店舗の名称
- (2) 大規模店舗の所在地
- (3) 大規模店舗の用途
- (4) 大規模店舗の総床面積
- (5) 大規模店舗の設置に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手する予定の日

パクトなまちづくりの推進と調和させるため、関係市町村の地域計画を尊重しつつ、県民の生活環境の保全、生活上の利便等にも配慮して、施設設置者に必要な指導監督を行い、関係者間の意見調整を図りながら、広域的な見地から大規模集客施設の立地を適切な場所へと誘導するものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、大規模集客施設の立地が、当該市町村の住民の生活環境の保全、生活上の利便等のみならず、隣接する市町村等も含めた広域的な地域の在り方に大きな影響を与えるものであることを認識し、基本方針を踏まえつつ、自らが策定する地域計画を広域におけるコンパクトなまちづくりの推進に配慮したものであるものとするよう努めるとともに、大規模集客施設の立地を適切な場所へと誘導するため、県、隣接する市町村等と協調して必要な指導調整を行うものとする。

(施設設置者の責務)

第6条 施設設置者は、大規模集客施設の立地について、市町村や県民の意向を尊重しつつ、基本方針ののっとり、県の指導監督に従って、それがコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとなるよう取り組むものとする。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本方針を踏まえつつ、大規模集客施設の立地が、自らの生活環境の保全、生活上の利便等のみならず、コンパクトなまちづくりの推進に及ぼす影響も考慮して、それが適切な場所で行われるよう、県及び市町村の取組に協力するものとする。

第2章 大規模集客施設の立地の誘導

(設置届)

第8条 施設設置者は、大規模集客施設の設置について、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 大規模集客施設の名称
- (2) 大規模集客施設の敷地の所在地
- (3) 大規模集客施設の用途
- (4) 大規模集客施設の総床面積
- (5) 大規模集客施設の設置に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手する予定の日

- (6) 規則で定める軽微な増築等以外の場合にあつては、予定集客数（大規模店舗で予定している客の数をいう。以下同じ。）
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する大規模店舗の設置については、適用しない。
- (1) 略
- (2) 都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画（主として商業その他の業務の利便を増進するため定めるものに限る。）の区域において行われるもの
- (3) 略
- 3 第1項の規定による届出（以下「設置届」という。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 大規模店舗の敷地の区域及び面積、各建築物の配置、用途及び規模並びに構造設備の概要を記載した図面
- (2) 略
- (3) 大規模店舗が、別表第1の左欄に掲げるその規模に応じ、同表の右欄に定める要件を備えた場所に立地することを証する書類
- (4) 略
- 4 設置届は、大規模店舗の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。
- (1)～(4) 略
- 5 略
- (住民説明会)
- 第9条 略
- 2～4 略
5. 設置届出者は、住民説明会（前項の規定により住民説明会を開催しなかった場合にあつては、同項第3号の代替措置とする。以下同じ。）を終了したときは、規則で定めるところにより、住民説明会で関係住民が述べた意見（コンパクトなまちづくり、関係市町村における地域づくり、関係住民の生活上の利便等に関係のない事項に関するものを除く。次条において同じ。）及び当該意見に対する設置届出者の見解の概要を、遅滞なく知事に報告するとともに、速やかに公表しなければならない。

- (6) 規則で定める軽微な増築等以外の場合にあつては、予定集客数（大規模集客施設の全体で予定している客の数をいう。以下同じ。）
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する大規模集客施設の設置については、適用しない。
- (1) 略
- (2) 略
- 3 第1項の規定による届出（以下「設置届」という。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 大規模集客施設の敷地の区域及び面積、各建築物の配置、用途及び規模並びに構造設備の概要を記載した図面
- (2) 略
- (3) 大規模集客施設が、別表第1の左欄に掲げるその規模に応じ、同表の右欄に定める要件を備えた場所に立地することを証する書類
- (4) 略
- 4 設置届は、大規模集客施設の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。
- (1)～(4) 略
- 5 略
- (住民説明会)
- 第9条 略
- 2～4 略
- 5 設置届出者は、住民説明会（前項の規定により住民説明会を開催しなかった場合にあつては、同項第3号の代替措置とする。以下同じ。）を終了したときは、規則で定めるところにより、住民説明会で関係住民が述べた意見（届出施設の設置が商品又は役務の地域的な需給状況に及ぼす影響に関するもの、その他コンパクトなまちづくり、関係市町村における地域づくり、関係住民の生活環境の保全、生活上の利便等に関係のない事項に関するものを除く。次条において同じ。）及び当該意見に対する設置届出者の見解の概要を、遅滞なく知事に報告するとともに、速やかに公表しなければならない。

(関係市町村長等の意見)

第10条 知事は、設置届があったときは、関係市町村の長に対し、速やかにその設置届出書類の写しを送付するとともに、当該設置届に係る大規模店舗の設置（以下「届出施設の設置」という。）について、縦覧期間内に書面で意見を述べるよう求めるものとする。

2～4 略

(知事の意見)

第11条 知事は、届出施設の設置についてコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講ずる必要があると認めるときは、設置届があった日の翌日から起算して4月以内に、当該対策を講ずべきであるとの意見をその理由と併せて設置届出者に通知するとともに、その写しを関係市町村の長に送付するものとする。この場合において、知事は、第9条第5項及び前条第4項の意見及び見解を勘案するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知をする必要がないと認めるときは、その旨を設置届出者に通知するとともに、その写しを関係市町村の長に送付するものとする。

3 知事は、前2項の規定による通知をしたときは、その通知内容（以下「知事意見等」という。）の概要を公告するものとする。

4 設置届出者は、第1項の規定による通知を受けた場合において、届出施設の設置についてコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講ずることとしたときは、規則で定めるところにより、当該対策の内容等を知事に報告しなければならない。

5 略

(知事意見等への異議)

第12条 次の各号に掲げる者は、知事意見等に異議があるときは、当該各号に定める日の翌日から起算して2週間以内に、規則で定めるところにより、その旨

(関係市町村長等の意見)

第10条 知事は、設置届があったときは、関係市町村の長に対し、速やかにその設置届出書類の写しを送付するとともに、当該設置届に係る大規模集客施設の設置（以下「届出施設の設置」という。）について、縦覧期間内に書面で意見を述べるよう求めるものとする。

2～4 略

(知事の意見)

第11条 知事は、設置届があった日の翌日から起算して4月以内に、第9条第5項及び前条第4項の意見及び見解を踏まえつつ、基本方針に基づき、届出施設の設置について、次の各号のいずれかの意見をその理由と併せて設置届出者に通知するとともに、その写しを関係市町村の長に送付するものとする。

(1) 届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

(2) 届出施設の設置は、適切な対策が講じられなければ、コンパクトなまちづくりの推進と調和しないものとなるおそれがある。

(3) 届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和しないものである。

2 知事は、前項の規定による通知をしたときは、その通知した意見（以下「知事意見」という。）及び理由の概要を公告するものとする。

3 設置届出者は、第1項第2号の意見を踏まえ、届出施設の設置をコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講ずることとしたときは、規則で定めるところにより、当該対策の内容等を知事に報告しなければならない。

4 略

(知事意見への異議)

第12条 次の各号に掲げる者は、知事意見に異議があるときは、当該各号に定める日の翌日から起算して2週間以内に、規則で定めるところにより、その旨

旨を知事に申し出ることができる。

- (1) 略
- (2) 関係市町村の長 前条第1項又は第2項の規定による送付を受けた日
- (3) 関係住民 前条第3項の規定による公告のあった日

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、次に掲げる不備がある場合及び当該申出をした者が設置届出者である場合を除き、その旨及び異議の内容を設置届出者に通知するものとする。

(1)～(3) 略

3 知事は、第1項の規定による申出を受けた場合において、前項に掲げる不備があるときは、当該申出を却下し、それ以外の場合は、当該申出の内容を審査した上で、当該申出に理由がないと認める場合は、これを棄却し、理由があると認める場合は、知事意見等を変更するものとする。

4 略

5 知事は、第3項の規定により申出を却下し、若しくは棄却し、又は知事意見等を変更して前条第1項の規定による通知をする必要がないと認めた場合には、その旨をその理由と併せて当該申出をした者（その者が設置届出者でない場合にあっては、その者及び設置届出者）に通知するとともに、公告するものとする。

6 知事は、第3項の規定により知事意見等を変更して届出施設の設置についてコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講ずべきであるとの意見を述べることとした場合には、当該意見をその理由と併せて設置届出者に通知するとともに、その写しを当該申出をした者に送付するものとする。この場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(勧告)

第13条 知事は、別表第2の左欄に掲げる場合において、引き続き大規模店舗の設置が行われ又はそれが存置されることによりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、施設設置者に対し、同表の中欄に定める措置をとるよう勧告することができる。ただし、同表の右欄に掲げる期日より後に、当該勧告をすることはできない。

を知事に申し出ることができる。

- (1) 略
- (2) 関係市町村の長 前条第1項の規定による送付を受けた日
- (3) 関係住民 前条第2項の規定による公告のあった日

2 知事は、前項の規定による申出を受けた場合において、次に掲げる不備があるときは、当該申出を却下し、それ以外の場合は、当該申出の内容を審査した上で、当該申出に理由がないと認める場合は、これを棄却し、理由があると認める場合は、知事意見を変更するものとする。

(1)～(3) 略

3 略

4 知事は、第2項の規定により申出を却下し、棄却し、又は知事意見を変更した場合には、その旨をその理由と併せて当該申出をした者（その者が設置届出者でない場合において、知事意見を変更したときにあっては、その者及び設置届出者）に通知するとともに、公告するものとする。

5 第2項の規定により知事意見を変更した場合において、当該変更後の意見が前条第1項第2号に該当するものであるときは、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(勧告)

第13条 知事は、別表第2の左欄に掲げる場合において、引き続き大規模集客施設の設置が行われ又はそれが存置されることによりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、施設設置者に対し、同表の中欄に定める措置をとるよう勧告することができる。ただし、同表の右欄に掲げる期日より後に、当該勧告をすることはできない。

2～4 略

(中止等の命令)

第14条 知事は、前条第1項の規定による勧告を受けた施設設置者が正当な理由なくこれに従わない場合において、引き続き大規模店舗の設置が行われ又はそれが存置されることによりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じると認めるときは、当該施設設置者に対し、大規模店舗の設置の中止又は既に設置されている大規模店舗の廃止を命ずることができる。

2 知事は、次の各号に掲げる場合には、大規模店舗（大規模店舗にしようとした建築物又は大規模店舗であった建築物を含む。以下同じ。）の全部又は一部が存置されることにより、当該各号に定める事態となるのを防止するために必要な限度において、施設設置者に対し、当該大規模店舗の全部又は一部の撤去、修繕その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

(1) 略

(2) 前項の規定による命令に従って大規模店舗の設置が中止され、又は大規模店舗が廃止された場合 周辺における地域づくり、生活上の利便等に著しい支障が生じる事態

3 略

(工事着手の制限)

第15条 設置届出者は、設置届をした日の翌日から起算して6月を経過する日（第12条第1項の規定による申出があったときは、同条第2項の規定による通知の日の翌日から起算して6月を経過する日。別表第2において同じ。）の翌日以降でなければ、設置工事に着手してはならない。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれに該当することとなった日の翌日以降、設置工事に着手することができる。

(1) 第11条第2項の規定による通知を受けた場合において、第12条第1項に定める期間内に同項の規定による申出がなかったとき。

(2) 略

(地域貢献活動)

第18条 施設設置者は、大規模店舗の設置が、コンパクトなまちづくりの推進と調和するのみならず、地域社会に貢献するものとなるよう、当該大規模店舗

2～4 略

(中止等の命令)

第14条 知事は、前条第1項の規定による勧告を受けた施設設置者が、正当な理由なくこれに従わない場合において、引き続き大規模集客施設の設置が行われ又はそれが存置されることによりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じると認めるときは、当該施設設置者に対し、大規模集客施設の設置の中止又は既に設置されている大規模集客施設の廃止を命ずることができる。

2 知事は、次の各号に掲げる場合には、大規模集客施設（大規模集客施設にしようとした建築物又は大規模集客施設であった建築物を含む。以下同じ。）の全部又は一部が存置されることにより、当該各号に定める事態となるのを防止するために必要な限度において、施設設置者に対し、当該大規模集客施設の全部又は一部の撤去、修繕その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

(1) 略

(2) 前項の規定による命令に従って大規模集客施設の設置が中止され、又は大規模集客施設が廃止された場合 周辺における地域づくり、生活環境の保全、生活上の利便等に著しい支障が生じる事態

3 略

(工事着手の制限)

第15条 設置届出者は、設置届をした日の翌日から起算して6月を経過した後でなければ、設置工事に着手してはならない。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれに該当することとなった日の翌日以降、設置工事に着手することができる。

(1) 第11条第1項第1号の意見の通知を受けた場合において、第12条第1項に定める期間内に同項の規定による申出がなかったとき。

(2) 略

(地域貢献活動)

第18条 施設設置者は、大規模集客施設の設置が、コンパクトなまちづくりの推進と調和するのみならず、地域社会に貢献するものとなるよう、当該大規模

及びその周辺地域において、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動その他地域社会の活性化に資する活動（以下「地域貢献活動」という。）を、住民と協働で積極的に推進するものとする。

2～4 略

（立入検査等）

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設設置者に対し、大規模店舗の設置に関し報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、大規模店舗の敷地若しくは施設設置者の事務所に立ち入らせ、当該敷地、大規模店舗の設計図書その他の物件を検査させ、又は施設設置者、当該敷地の所有者、大規模店舗の設計者若しくは設置工事の施工者若しくは監理者に対して質問させることができる。

3・4 略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第8条関係）

総床面積が10,000平方メートルを超える規模	1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。 (1) <u>集客施設（劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、勝舟投票券発売所又は場内車券売場の用に供される建築物をいう。以下同じ。）</u> が合計100以上あること。 (2)～(5) 略
	2 略
	3 その敷地から2キロメートル以内

模集客施設及びその周辺地域において、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動その他地域社会の活性化に資する活動（以下「地域貢献活動」という。）を、住民と協働で積極的に推進するものとする。

2～4 略

（立入検査等）

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設設置者に対し、大規模集客施設の設置に関し報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、大規模集客施設の敷地若しくは施設設置者の事務所に立ち入らせ、当該敷地、大規模集客施設の設計図書その他の物件を検査させ、又は施設設置者、当該敷地の所有者、大規模集客施設の設計者若しくは設置工事の施工者若しくは監理者に対して質問させることができる。

3・4 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第8条第1項の規定は、平成21年10月1日以後における大規模集客施設の設置について適用する。

3 前項に規定する大規模集客施設の設置について、この条例の施行前に第8条第4項に規定する確認若しくは許可の申請又は届出が行われているときは、同項の規定は適用しない。

別表第1（第3条、第8条関係）

総床面積が10,000平方メートルを超える規模	1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。 (1) <u>集客施設が合計100以上あること。</u> (2)～(5) 略
	2 略
	3 その敷地から2キロメートル以内

	<p>の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 複数の2車線以上の道路が交わる交差点であって信号機により交通管制が行われているもの（以下「主要交差点」という。）がある場合にあっては、その集客時飽和度（大規模店舗に予定集客数があった場合における主要交差点の時間当たりの最大の交通量の、当該主要交差点の交通が飽和状態となる交通量に対する割合として、規則で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。）が平日及び休日ともに0.9を超えないこと。</p>
略	

	<p>の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 複数の2車線以上の道路が交わる交差点であって信号機により交通管制が行われているもの（以下「主要交差点」という。）がある場合にあっては、その集客時飽和度（大規模集客施設に予定集客数があった場合における主要交差点の時間当たりの最大の交通量の、当該主要交差点の交通が飽和状態となる交通量に対する割合として、規則で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。）が平日及び休日ともに0.9を超えないこと。</p>
略	

別表第2（第13条関係）

<p>第11条第1項の規定による通知を受けた設置届出者が、届出施設の設置をコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講じようとし<u>ない</u>場合又は届出施設の設置を中止しようとし<u>ない</u>場合</p>	略
<p>設置届をせず、又は虚偽の設置届をして、大規模店舗の設置を行い、又は行おうとしている場合（重要変更届をせず、又は虚偽の重要変更届をして、設置届と異なる内容で届出施設の設置を行い、又は行おうと</p>	<p>(1) 知事が指示する期間は大規模店舗の設置を停止し、設置届その他この条例に定める手続を適切に行うこと。</p> <p>(2) 大規模店舗の設置を中止すること。</p> <p>(3) 既に設置さ</p>

別表第2（第13条関係）

<p>第11条第1項第2号の意見の通知を受けた設置届出者が、<u>当該意見を踏まえ</u>、届出施設の設置をコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講じようとし<u>ない</u>場合</p>	略
<p>第11条第1項第3号の意見の通知を受けた設置届出者が、<u>当該意見を踏まえ</u>、届出施設の設置を中止しようとし<u>ない</u>場合</p>	<p>届出施設の設置を中止すること。</p>
<p>設置届をせず、又は虚偽の設置届をして、大規模集客施設の設置を行い、又は行おうと</p>	<p>(1) 知事が指示する期間は大規模集客施設の設置を停止し、設置届その他この</p>

している場合を含む。)	れている大規模店舗を廃止すること。		している場合（重要変更届をせず、又は虚偽の重要変更届をして、設置届と異なる内容で届出施設の設置を行い、又は行おうとしている場合を含む。）	条例に定める手続を適切に行うこと。 (2) 大規模集客施設の設置を中止すること。 (3) 既に設置されている大規模集客施設を廃止すること。	
略			略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条及び第3条の規定による改正後の鳥取県福祉のまちづくり条例の規定は、平成28年4月1日以後に開始する建築物の建築又は用途の変更について適用し、同日前に開始された建築物の建築又は用途の変更については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に第4条の規定による改正前の鳥取県大規模集客施設立地誘導条例第8条第1項の規定による届出があった大規模集客施設の設置については、なお従前の例による。

(検討)

- 4 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、鳥取県福祉のまちづくり条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について (鳥取県手数料徴収条例の一部改正)									
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部が改正され、食鳥処理衛生管理者養成施設及び食鳥処理衛生管理者資格認定講習会の登録事務を県が行うこととされたことに伴い、養成施設及び講習会の登録に係る手数料を新たに設ける等の所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>事務の区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食鳥処理衛生管理者養成施設の登録</td> <td>1件につき</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>食鳥処理衛生管理者資格認定講習会の登録</td> <td>1件につき</td> <td>90,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 調理師試験を厚生労働大臣指定試験機関へ委任する場合は、調理師試験の手数を当該指定試験機関の収入とする。</p> <p>(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。</p>	事務の区分	単位	金額	食鳥処理衛生管理者養成施設の登録	1件につき	150,000円	食鳥処理衛生管理者資格認定講習会の登録	1件につき	90,000円
事務の区分	単位	金額								
食鳥処理衛生管理者養成施設の登録	1件につき	150,000円								
食鳥処理衛生管理者資格認定講習会の登録	1件につき	90,000円								

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(108) 略</p> <p><u>(108の2) 食鳥検査法第12条第5項第3号の規定に基づく養成施設の登録 1件につき150,000円</u></p> <p><u>(108の3) 食鳥検査法第12条第5項第4号の規定に基づく講習会の登録 1件につき90,000円</u></p> <p>(109)～(328) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(5の2) 調理師法第3条の2第2項の規定により厚生労働大臣の指定する者に調理師試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項75号の手数料 調理師試験の実施に関する事務を行う者</u></p> <p>(6)～(17) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(108) 略</p> <p>(109)～(328) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)～(17) 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について （鳥取県食品衛生条例の一部改正）									
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 食品衛生法の一部が改正され、食品衛生管理者養成施設及び食品衛生管理者資格認定講習会の登録事務を県が行うこととされたことに伴い、養成施設及び講習会の登録に係る手数料を新たに設ける。</p> <p>2 概 要 (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>事務の区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品衛生管理者養成施設の登録</td> <td>1件につき</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>食品衛生管理者資格認定講習会の登録</td> <td>1件につき</td> <td>90,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。</p>	事務の区分	単位	金額	食品衛生管理者養成施設の登録	1件につき	150,000円	食品衛生管理者資格認定講習会の登録	1件につき	90,000円
事務の区分	単位	金額								
食品衛生管理者養成施設の登録	1件につき	150,000円								
食品衛生管理者資格認定講習会の登録	1件につき	90,000円								

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県食品衛生条例の一部改正)

鳥取県食品衛生条例(平成12年鳥取県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第48条第6項第3号の規定に基づく養成施設の登録 1件につき150,000円</u></p> <p>(3) <u>法第48条第6項第4号の規定に基づく講習会の登録 1件につき90,000円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について （6）鳥取県旅館業法施行条例等の一部改正について （鳥取県旅館業法施行条例の一部改正） （平成27年11月2日専決）
提出理由及び概要	1 提出理由 職業能力開発促進法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 2 概要 （1）条例中引用する職業能力開発促進法の条項を改める。 （2）施行期日は、公布日とする。

鳥取県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(鳥取県旅館業法施行条例の一部改正)

鳥取県旅館業法施行条例(昭和33年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(清純な施設環境を保持すべき施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第15条の7第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(清純な施設環境を保持すべき施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第15条の6第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県旅館業法施行条例等の一部改正について (鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正) (平成27年11月2日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 職業能力開発促進法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 条例中引用する職業能力開発促進法の条項を改める。 (2) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正)

鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別特定建築物の追加) 第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 自動車教習所又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第15条の7第1項各号</u> に掲げる施設(以下「自動車教習所等」という。)	(特別特定建築物の追加) 第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 自動車教習所又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第15条の6第1項各号</u> に掲げる施設(以下「自動車教習所等」という。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例

(平成21年3月27日鳥取県条例第6号)

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第11号及び第12号並びに都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第36条第1項第3号ハの規定に基づき、開発許可及び法第43条第1項の許可（以下「開発許可等」という。）の基準について、法及び政令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街化不相当区域 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域をいう。
- (2) 住宅建築禁止区域 地区計画において住宅を建築してはならないこととされている区域、特別用途地区のうち市町村の条例により住宅を建築してはならないこととされている区域及び工業専用地域をいう。
- (3) 大規模連たん区域 直近にある建築物の敷地（建築物等が建設される土地、及びその周辺の土地（当該建築物等を使用し又は管理する者が、その効用を増加させるため、所有権その他の権原に基づいて使用し又は管理するものに限る。）をいう。以下同じ。）から50メートル以内にその敷地の全部又は一部がある建築物が50以上連たんしている区域をいう。
- (4) 自己用住宅 建築主が自己の日常生活の用に供する住宅をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び政令で使用する用語の例による。

(市街化区域と一体的な地域)

第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域（以下「指定区域」という。）は、大規模連たん区域内の土地（市街化不相当区域内に所在するものを除く。）のうち、次に掲げる要件を備えたものの区域とする。

- (1) 市街化区域（住宅建築禁止区域を除く。）と市街化調整区域（住宅建築禁止区域を含む。）との境界から1キロメートル以内にその区域の全部又は一部がある町等（市町村の区域内の町又は大字（これらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の区域内に所在すること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路に接する土地であること。
- (3) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第12項に規定する給水区域（同条第2項に規定する水道事業に係るものに限る。）内に所在すること。
- (4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の4第1項に規定する生活排水処理施設（市町村が整備したものに限る。）により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域内に所在すること。

2 指定区域は、当該指定区域の所在する市町村の長の申出により、知事が鳥取県開発審査会の意見を聴いて定め、告示するものとする。

(環境の保全上支障がある予定建築物等の用途)

第4条 法第34条第11号の条例で定める用途は、建築基準法別表第2（イ）項第1号又は第2号に掲げる建築物（地階を除く階数が3以下の自己用住宅に限る。）以外の用途とする。

(市街化を促進しない開発行為等)

第5条 法第34条第12号の条例で定める開発行為及び政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設は、別表の左欄に掲げる目的に応じ、同表の中欄に掲げる区域（市街化不相当区域を除く。）において同表の右欄に掲げる用途に供するために行うものとする。

(適用除外)

第6条 この条例の規定は、特例市及び事務処理市町村の区域については、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第1条から第3条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、その施行の日以降の申請に係る開発許可等について適用し、同日前の申請に係る開発許可等については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

<p>1 市街化調整区域 (区域区分に関する都市計画が決定されたことにより市街化区域と市街化調整区域に分断された町等の市街化区域内の部分を含む。)内に継続所有地 (区域区分に関する都市計画が決定された日 (以下「区分決定日」という。)以前から所有している土地 (区分決定日以前から所有していた土地との交換分合 (農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号)その他の法令の規定に基づく交換分合をいう。以下同じ。)により区分決定日以後に取得したもの、及び区分決定日以前に所有していた者から区分決定日以後に相続により取得したものを含む。)をいう。以下同じ。)を有し、当該継続所有地に建設された自己用住宅に居住している者 (法令の規定に基づいて区分決定日以後に市街化調整区域内に自己用住宅を建設し、これに居住している者を含む。以下「本家者」という。)と同居し、又は同居していた2親等以内の親族であって、次のいずれかの事由により現在居住している住宅に引き続き居住することが困難なもの (本家者と同居することが困難な者に限る。以下「継続居住困難者」という。)が、自己用住宅を建設する目的 (当該継続居住困難者、その同居者又はその本家者が、当該本家者の居住する市町村の区域内に他に当該継続居住困難者の自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。)</p> <p>(1) 婚姻、出産等による同居者の増加</p> <p>(2) 独立して生活するのが適当と認められる世帯の分離</p> <p>(3) 家業、同居者の介護等のためのより広い居住空間の確保</p> <p>(4) 災害による住宅の損壊、家主からの退去要請その他やむを得ない事情</p>	<p>その本家者の継続所有地又は区分決定日以前から宅地であった土地 (いづれも、本家者の居住する町等の区域又はこれに隣接する町等の区域内に所在するものに限る。)の区域</p>	<p>建築基準法別表第2 (イ) 項第1号に掲げる建築物</p>
<p>2 土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の施行のため自己の所有する建築物等 (建築物又は第1種特定工作物をいう。以下同じ。)を移転し、又は除却する必要がある者が、当該建築物等 (以下「移転等に係る建築物等」という。)に代わる建築</p>	<p>当該事業が施行される市町村の区域 (移転等に係る建築物等が市街化区域内に所在する場合にあっては、当該事業に係る</p>	<p>移転等に係る建築物等と同一用途の建築物 (敷地の面積及び延床面積が、</p>

<p>物等（その者の所有する一団の土地の一部が当該事業の用地となった場合にあっては、その残地に建設することができないものに限る。以下「代替建築物等」という。）を建設する目的（その者又はその同居者（以下「移転者」という。）が、当該事業が施行される市町村の区域内に他に代替建築物等とすることができる建築物等を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）</p>	<p>土地収用法第16条の規定による事業の認定の日以前から移転者が所有している土地（当該認定の日以前から所有していた土地との交換分合により当該認定の日以後に取得したもの、及び当該認定の日以前に所有していた者から当該認定の日以後に相続により取得したものを含む。）又は当該事業の起業者が代替建築物等の用地としてあつせんする土地の区域に限る。）</p>	<p>移転等に係る建築物等の敷地の面積及び延床面積の、それぞれ1.5倍を超えないものに限る。）</p>
<p>3 大規模連たん区域において、次のいずれかに該当する継続居住困難者が、自己用住宅を建設する目的（当該継続居住困難者、その同居者又はその本家者が、当該大規模連たん区域の所在する市町村の区域内に他に当該継続居住困難者の自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）</p> <p>(1) 当該大規模連たん区域内に継続所有地のある者</p> <p>(2) 当該大規模連たん区域内に10年以上継続して居住している者</p> <p>(3) 区分決定日以後に当該大規模連たん区域内に移転等に係る建築物等に代わるものとして自己用住宅を建設し、これに居住している者</p> <p>(4) 本家者と同居し、又は同居していた2親等以内の親族</p>	<p>大規模連たん区域（左欄第1号に掲げる者については、その継続所有地の区域に限る。）</p>	<p>建築基準法別表第2(イ)項第1号又は第2号に掲げる建築物</p>
<p>4 大規模連たん区域において、次のいずれかに該当する者が、自己の業務の用に供する工場、事務所又は店舗（以下「自己の工場等」という。）を建設する目的</p> <p>(1) 区分決定日以前から当該大規模連たん区域内に居住している者の世帯に属する者</p> <p>(2) 前項第3号に掲げる者</p>	<p>大規模連たん区域</p>	<p>自己の工場等（敷地の面積が1,000平方メートルを超えず、かつ、店舗にあっては延床面積が500平方メートルを超えないものに限る。）</p>
<p>5 集会所その他これに類する施設（次に掲げる要件を備えたものに限る。以下「集会所等」という。）を建設する目的</p> <p>(1) 当該集会所等が建設される町等に居住する者（以下「周辺住民」という。）が主として利用することになると見込まれること。</p> <p>(2) 周辺住民の地縁に基づいて形成された団体により管理</p>	<p>周辺住民が居住する町等の区域</p>	<p>集会所等</p>

<p>・運営されること。</p> <p>(3) 他の用途と併用されるものでないこと。</p>		
<p>6 既存の建築物等を増築し、又は改築する目的</p>	<p>既存の建築物等の敷地又はその隣接地（公共の用に供される道路その他の施設によって当該敷地と隔てられている土地であって、当該施設の敷地が存在しないものとした場合には当該既存の建築物等の敷地に隣接することとなるものを含む。）の区域</p>	<p>既存の建築物等と同一の用途の建築物等（敷地の面積が既存の建築物等の敷地面積の1.5倍を超えず、かつ、延床面積が既存の建築物等の延床面積の2倍を超えないものに限る。）</p>
<p>7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的</p> <p>(1) 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により指定された災害危険区域内又は同条例第4条各号に定める区域内に所在すること。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域内に所在すること。</p> <p>(3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第4項の規定により公表された関連事業計画に基づいて行うものであること。</p> <p>(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項の規定による勧告を受けたこと。</p> <p>(5) 建築基準法第10条第1項の規定による勧告を受けたこと。</p>	<p>移転建築物等の所在する市町村の区域</p>	<p>移転建築物等と同一の用途の建築物等（敷地の面積及び延床面積が、移転建築物等の敷地の面積及び延床面積の、それぞれ1.5倍を超えないものに限る。）</p>
<p>8 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第4条第1項の認定を受けた優良田園住宅建設計画（以下「田園住宅計画」という。）に基づき、優良田園住宅（自己用住宅に限る。）を建設する目的</p>	<p>田園住宅計画に定められた同条第2項第1号に規定する土地の区域</p>	<p>建築基準法別表第2（イ）項第1号又は第2号に掲げる建築物</p>
<p>9 当該区域の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない者が、自己用住宅を建設する目的</p>	<p>区分決定日以前に造成工事が完了し若しくは施工中であった住宅団地として知事が鳥取県開発審査会の議を経て認定したものの区域又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第8項に規定する施行区域</p>	<p>建築基準法別表第2（イ）項第1号又は第2号に掲げる建築物</p>
<p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための</p>	<p>当該市町村の長が適当</p>	<p>社会福祉施設</p>

<p>法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的</p>	<p>と認めた区域</p>	<p>（敷地面積が3,000平方メートルを超えず、かつ、延床面積が1,500平方メートル以下のものに限る。）</p>
<p>11 居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物の用途を変更して有効活用する目的</p>	<p>幹線道路（交通量の多い道路をいう。）沿いの区域（所在する市町村の長の申出により、知事が鳥取県開発審査会の意見を聴いて定め、告示する区域に限る。）</p>	<p>店舗、事務所その他これらに類する建築物</p>

鳥取県福祉のまちづくり条例

(平成20年3月28日鳥取県条例第2号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針等（第6条—第12条）

第3章 特別特定建築物に係る規制等（第13条—第24条）

第4章 車いすが利用しやすい施設の整備（第25条・第26条）

第5章 雑則（第27条）

附則

私たちの住む鳥取県には、四季折々の豊かな自然、歴史と文化の薫り高い風土がある。私たちは、この自然、風土に囲まれながら、長い年月を経て、細やかなこころづかいと勤勉な県民性を培ってきた。

この美しい郷土鳥取に、私たち一人ひとりがその一員として自立し、尊重され、生きがいを持ちながら生活できる社会を築き上げることは、県民すべての願いである。

このような社会を実現するためには、県、市町村、事業者、県民がそれぞれの責務を果たし、協力し合いながら、高齢者、障害者等を取り巻く様々な障壁を除去することによって、福祉のまちづくりを推進していく必要がある。

ここに、私たち鳥取県民は、互いの人権を尊重し、福祉のまちづくりを進めるための不断の努力を決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本方針、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第14条第3項の規定による特別特定建築物に係る規制の加重その他必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって豊かな福祉社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 福祉のまちづくり 高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ること等により、誰もが自らの意思で行動し、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することができる社会の構築に向けた地域環境の整備を推進することをいう。

(2) 公共的施設等 不特定かつ多数の者が利用する建築物、道路、公園、駐車場その他これらに類する施設、車両等及び案内標識、信号機、公衆電話所、バス停留所又はタクシー乗場の用に供する工作物をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（県の責務）

第3条 県は、市町村による地域の実情に応じた福祉のまちづくりに関する施策の実施を促しつつ、これと連携して、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を率先して講ずるとともに、市町村が設置し、又は管理する公共的施設等における当該措置の実施を促すものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に積極的に協力するものとする。

3 事業者は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

4 住宅を供給する事業を営む者は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者が安全かつ快適な生活ができるように配慮された住宅の供給に努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進するものとする。

2 県民は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 県民は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

4 県民は、その所有する住宅について、居住する者が身体の機能の状況の変化に応じて安全かつ快適な生活ができるように配慮するよう努めなければならない。

第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針等

(基本方針)

第6条 県は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の自立した日常生活及び社会生活が確保されるよう、高齢者、障害者等の福祉に関する計画その他高齢者、障害者等の福祉に関する施策との連携を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

(1) すべての県民が、福祉のまちづくりに対して理解を深め、積極的に取り組むよう意識の高揚を図ること。

(2) 高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう公共的施設等の整備を推進すること。

(広報活動等の推進)

第7条 県は、福祉のまちづくりについて、事業者及び県民の理解を深めるとともに、その協力が得られるよう広報活動等を推進するものとする。

(福祉教育の推進)

第8条 県は、児童及び生徒が福祉のまちづくりについての理解を深め、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者に対する思いやりの心をはぐくむよう、体験学習、ボランティア活動その他必要な教育活動を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 県は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者が安全かつ快適に利用できる施設の整備の促進に資する技術その他の福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(調査及び研究)

第10条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第11条 県は、市町村、事業者及び県民と一体となって福祉のまちづくりの推進体制を整備し、その実現を図るものとする。

(支援措置等)

第12条 県は、福祉のまちづくりを推進するために必要な指導、助言、財政上の措置その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、福祉のまちづくりへの取組を奨励するため、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあった者の顕彰その他の必要な措置を講ずることができる。

第3章 特別特定建築物に係る規制等

(特別特定建築物の追加)

第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校(令第5条第1号に掲げるものを除く。)
- (2) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する事務所(以下「公益事業の事務所」という。)
- (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(令第5条第9号に掲げるものを除く。)
- (5) 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設(令第5条第11号に掲げるもの及び専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。)
- (6) 自動車教習所又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項各号に掲げる施設(以下「自動車教習所等」という。)

(建築の規模の引下げ)

第14条 法第14条第3項の条例で定める建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。))の場合にあつては、当該増築等に係る部分(耐震改修により増加する部分を除く。)の床面積。以下同じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、建築物移動等円滑化基準のうち次に掲げるものは、適用しない。

- (1) 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号に定める基準
- (2) 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イに定める基準(幅70センチメートルを超える部分に限る。)
- (3) 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号に定める基準

(建築物移動等円滑化基準の付加等)

第15条 法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第23条までに定めるものとする。

2 前項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、前条に定める規模の特別特定建築物の建築についても適用する。

(廊下、階段及び傾斜路)

第16条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等の下端近接部分(階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の下端に近接する部分をいう。以下同じ。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 傾斜路の勾配が20分の1を超えない場合
- (2) 傾斜路の高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない場合
- (3) 自動車の駐車のための施設である場合

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する階段の踊場等の下端近接部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 段差のある部分と連続して手すりを設ける場合

(2) 前項第3号に該当する場合

3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する傾斜路の踊場の下端近接部分には、視覚障害者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 傾斜のある部分と連続して手すりを設ける場合

(2) 第1項各号のいずれかに該当する場合

(便所)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 1以上の洗面器又は手洗い器に、レバー式、光感知式その他高齢者、障害者等が容易に使用できる方式の水栓（以下「特定水栓」という。）を設けること。

(3) 車いす使用者用便房以外に、腰掛便座の大便器を設けた便房を1以上設けること。

(4) 小便器を設ける場合は、そのうち1以上の周囲に手すりを設けること。

2 前項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 学校以外の特別特定建築物の建築をする場合にあっては、ベビーチェアその他の乳幼児を安全に待機させることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

(2) 別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。

(3) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備（他におむつの交換ができる場所を設ける場合を除く。）

イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1) くつべら式、光感知式その他車いす使用者が容易に使用できる方式の大便器洗浄装置を設けること。

(2) 洗面器又は手洗い器には、特定水栓を設けること。

(3) 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他的高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

4 便所内に令第14条第1項第1号又は第2号の規定による便房を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を設けていることを表示する標識を設けなければならない。ただし、当該出入口の付近に令第20条第1項の規定による案内板その他の設備を設ける場合は、この限りでない。

5 前項の標識は、令第19条に規定する標識に準じたものでなければならない。

(ホテル又は旅館の客室)

第18条 ホテル又は旅館には、客室の総数が25以上の場合は、車いす使用者用客室及び聴覚障害者が円滑に利用できる客室（以下「聴覚障害者用客室」という。）を、いずれも次に掲げる数以上設けなければならない。

(1) 客室の総数が25以上200以下の場合 客室の総数を50で除して得た数

(2) 客室の総数が200を超える場合 客室の総数を100で除して得た数に2を加えた数

2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。

- (2) 室内には、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。
- (3) 電話機、コンセント、スイッチその他の滞在者が通常使用する設備は、車いす使用者が円滑に利用できる高さに設けること。
- (4) 回転灯その他の聴覚障害者に緊急情報を伝達することができる設備を設けること。

3 聴覚障害者用客室は、回転灯その他の聴覚障害者に緊急情報を伝達することができる設備を設けなければならない。

(駐車場)

第18条の2 車いす使用者用駐車施設は、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、雨水等でぬかるまないようにするとともに、区画線等でその範囲を明確にしなければならない。

2 次に掲げる場合は、1以上の車いす使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。

- (1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署の建築をする場合
- (2) 床面積の合計が50平方メートル以上である公衆便所の建築をする場合
- (3) 床面積の合計が5,000平方メートル以上である特別特定建築物の建築をする場合

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等（令第18条第3項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。）から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、地上階の直上階又は直下階に設ける利用居室において提供されるサービスを地上階に設ける利用居室においても提供できるときは、この限りでない。

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (ア) 当該出入口がアーケードその他の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合
- (イ) 増築等の場合において、当該出入口は改修されず、かつ、敷地境界線に接しているとき。
- (ウ) 当該出入口に風除室を設ける場合

イ 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。

イ 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児を預かることができる部屋を設け、当該部屋の出入口にその旨の表示を行うこと。

- (ア) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (イ) 公共体育館等（一般公共の用に供される体育館又は水泳場をいう。以下同じ。）若しくはボーリング場又は遊技場

エ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置くこと。

- (ア) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

- (イ) 集会場又は公会堂
- (ウ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- (エ) ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）
- (オ) 保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署
- (カ) 公共体育館等若しくはポーリング場又は遊技場
- (キ) 博物館、美術館又は図書館
- (ク) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの（以下「ターミナル」という。）

(3) 当該移動等円滑化経路のうち車いす使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにすること。

(4) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかご（人に乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものであること。

- ア 内部に戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。
- イ 出入口には、利用者を感じし、戸の開閉を自動的に制止する装置を設けること。
- ウ 内部に手すりを設けること。

(5) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設けること。

(共同住宅の特例)

第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。）のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「準移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

2 準移動等円滑化経路は、別表第7に掲げるものでなければならない。

(公益事業の事務所の特例)

第21条 公益事業の事務所においては、道等から視覚障害者が利用する窓口又は案内所までの経路のうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路に準じて視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「準視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第8に掲げるものでなければならない。

(案内設備)

第21条の2 次に掲げる場合は、令第20条第1項の規定により設ける設備の付近に、回転灯その他聴覚障害者に緊急情報の内容を伝達することができる設備を設けなければならない。ただし、聴覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

- (1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署の建築をする場合
- (2) 床面積の合計が2,000平方メートル以上であるターミナルの建築をする場合

(案内設備までの経路)

第21条の3 次に掲げる場合であって、道等に線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）が敷設されているときは、当該敷設された場所から案内設備までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。

- (1) 病院若しくは診療所、保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署又はターミナルの建築をする場合
- (2) 床面積の合計が50平方メートル以上である公衆便所の建築をする場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、床面積の合計が1,000平方メートル以上の特別特定建築物の建築をする場合

(増築等に関する適用範囲)

第22条 増築等の場合には、第16条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

(1) 当該増築等に係る部分

(2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室（共同住宅にあっては各住戸を、公益事業の事務所にあっては視覚障害者が利用する窓口又は案内所を含む。以下同じ。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(5) 車いす使用者用駐車施設（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

2 知事は、増築等の場合において、第13条、第14条又は第16条から前条までの規定の全部又は一部を適用すると建築物の前項第1号に掲げる部分以外の部分について大規模な改修（知事が別に定めるものに限る。）が必要になり、かつ、その建築主等に当該増築等と併せて当該改修を行うことができないやむを得ない事由があると認めるときは、これらの規定の全部又は一部を適用しないことができる。

（追加した特別特定建築物に関する読替え）

第23条 第13条各号に掲げる特定建築物に対する第17条第1項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

（適合証の交付）

第24条 特定建築物を設置し、又は管理する者は、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、当該特定建築物が建築物移動等円滑化基準に適合していることを証する書面（以下「適合証」という。）の交付を知事に請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特定建築物が建築物移動等円滑化基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 前項の規定による交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第4条の規定は、適用しない。

第4章 車いすが利用しやすい施設の整備

（観客席の構造）

第25条 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、競技場その他多数の者が利用する施設（以下「劇場等」という。）の観客席には、知事が別に定めるところにより、車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用客席」という。）を設けるよう努めなければならない。

2 車いす使用者用客席は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 床は平坦であること。

(2) 車いす使用者1人につき、幅90センチメートル以上、奥行き120センチメートル以上とすること。

(3) 車いす使用者が前列の観客に遮られずに舞台等を見ることができるようとすること。

(4) 他の客席より高い位置に設けるときは、脱輪しない構造とすること。

（受付カウンターの構造）

第26条 劇場等の受付カウンターのうち1以上は、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

(1) 高さは、70センチメートル程度とすること。

(2) その下部に、車いす使用者に配慮した空間を確保すること。

第5章 雑則

（規則への委任）

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第3章の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、法附則第4条第3項に規定する用途の変更をするものについては、第3章の規定は適用せず、なお従前の例による。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

4 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(検討)

5 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成20年条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第52号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県福祉のまちづくり条例の規定は、この条例の施行の日以後に開始する建築物の建築又は用途の変更について適用し、同日前に開始された建築物の建築又は用途の変更については、なお従前の例による。

(検討)

3 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、改正後の鳥取県福祉のまちづくり条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第1(第14条、第15条関係)

	区 分	規 模
特別支援学校	令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合(以下「エレベーターの場合」という。)	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て

各種学校又は専修学校	令第14条第1項に定める基準を適用する場合	床面積の合計2,000平方メートル以上
	令第18条第2項第2号（主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第7号に定める基準を適用する場合（以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。）	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	令第14条第1項に定める基準を適用する場合	床面積の合計2,000平方メートル以上
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
病院	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
診療所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
集会所又は公会堂	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
展示場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
ホテル又は旅館	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	客室の総数が10以上、かつ、床面積の合計200平方メートル以上

公益事業の事務所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
共同住宅、寄宿舎又は下宿	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
公共体育館等又はボーリング場	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
遊技場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
第13条第5号に掲げる体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
公衆浴場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
飲食店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
理髪店、美容院その他これ	玄関及び敷地内通路の場合	全て

らに類するサービス業を営む店舗	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計200平方メートル以上
自動車教習所等	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
ターミナル	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
公衆便所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計50平方メートル以上
公共用歩廊	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上

備考 工事期間中に限ってその用途に供される仮設建築物（令第5条に定める用途のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のものを除く。）は、特別特定建築物には含まれないものとする。

別表第2（第17条関係）

病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計500平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計5,000平方メートル以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計1,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計1,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計500平方メートル以上
ターミナル	床面積の合計100平方メートル以上
公衆便所	床面積の合計50平方メートル以上

別表第3（第17条関係）

病院	床面積の合計2,000平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計2,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計2,000平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計5,000平方メートル以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計5,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て

公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計2,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計2,000平方メートル以上
ターミナル	全て

別表第4（第17条関係）

特別支援学校	全て
病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計2,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計2,000平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計2,000平方メートル以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計2,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計2,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計2,000平方メートル以上
ターミナル	全て
公衆便所	床面積の合計50平方メートル以上

別表第5（第19条関係）

特別支援学校	全て
病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計1,000平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計2,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等	床面積の合計1,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計1,000平方メートル以上
郵便局又は銀行	床面積の合計1,000平方メートル以上
ターミナル	全て

別表第6（第19条関係）

病院	床面積の合計100平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計500平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計5,000平方メートル以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計5,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	床面積の合計100平方メートル以上
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計1,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計1,000平方メートル以上
ターミナル	床面積の合計100平方メートル以上

別表第7（第20条関係）

- 1 当該準移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

- 2 当該準移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
 - (1) 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - (3) 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 当該出入口がアーケードその他の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合
 - イ 増築等の場合において、当該出入口は改修されず、かつ、敷地境界線に接しているとき。
- 3 当該準移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
 - (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - (2) 幅は、120センチメートル以上とすること。
 - (3) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - (4) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - (5) 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。
- 4 当該準移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。
 - (1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - (3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
 - (4) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
 - (5) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
 - (6) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- 5 当該準移動等円滑化経路（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。）を構成するエレベーター（6に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
 - (1) かごは、住戸、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
 - (2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (3) かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。
 - (4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
 - (5) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - (6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - (7) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
 - (8) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、(1)から(7)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。
 - ア かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - イ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他知事が定め

る方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

ウ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

(9) かご内に、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

(10) かごの出入口には、利用者を感知し、戸の開閉を自動的に制止する装置を設けること。

(11) かご内に、手すりを設けること。

6 当該準移動等円滑化経路を構成する知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして知事が定める構造とすること。

7 当該準移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとするのが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから各住戸までの部分が次に掲げるものであれば足りる。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。

ア 手すりを設けること。

イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。

ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

ウ 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

エ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

オ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(4) 5メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

(5) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(6) 当該通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設けること。

別表第8（第21条関係）

1 当該準視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

2 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

3 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する階段は、次に掲げるものであること。

(1) 踊場を除き、手すりを設けること。

(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

- (3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
 - (4) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - (5) 段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。
 - (6) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。
- (1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
 - (3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
 - (4) 傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。
- 5 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
- (1) かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
 - (2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (3) かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。
 - (4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
 - (5) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - (6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - (7) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
 - (8) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - (9) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - (10) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- 6 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
- (1) 車路に近接する部分
 - (2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める部分を除く。）
- 7 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとするのが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから視覚障害者が利用する窓口又は案内所までの部分が、次に掲げるものであれば足りる。
- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
 - (2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。
 - ア 手すりを設けること。

イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。

ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

鳥取県大規模店舗立地誘導条例

(平成21年3月27日鳥取県条例第5号)

目次

前文

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 大規模店舗の立地の誘導(第8条-第17条)

第3章 雑則(第18条-第20条)

附則

本県には、都市部はもちろん農村部にも、長い歴史の中で一定の都市機能を集積させ、周辺から多くの人々が集まり、交流する拠点となっている地域が存在する。そうした地域は、その周辺部を含めた広域の経済的・文化的な中心地として、当該広域の社会全体を支えてきた。

しかし、近年では、自家用車の普及等を背景として、住民生活に必要な不可欠なサービスを提供する店舗の都市周辺部への立地が進み、中心地域では空き家、空き店舗等が増加し、住民や来訪者が減少して、それが更なる店舗の流出・拡散を招くという悪循環が生じている。

今後、少子化による人口減少が避けられない中で、こうした中心地域からの店舗の流出・拡散を放置しては、その周辺部を含めた広域全体が、自家用車を利用しない者にとっては必要な生活サービスも満足に受けられない暮らしにくい地域となり、人口減少に拍車がかかり、地域に根付いた文化、産業等を支えていくことさえ困難になるおそれがある。

また、人や物の輸送等による二酸化炭素排出量の増大や周辺部の開発による自然の減少により、環境への負荷が増大することも懸念される。

今こそ、中心地域にある既存の都市機能の集積を有効に活用しつつ、その周辺部に残る豊かな自然を守り、誰もが暮らしやすく環境への負荷も少ない、持続的に発展していくことが可能な地域を創り上げていかなければならない。

この重要課題に対し、県、市町村、事業者及び県民が、広域的な視点から連携・協働して大規模店舗の立地の誘導に取り組み、もって新しい時代にふさわしいコンパクトなまちづくりの推進に資することができるよう、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、大規模店舗の立地について、基本方針を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、広域的な見地からこれを適切な場所へと誘導するための基本的な手続等を定めることにより、都市機能の流出・拡散を抑制し、もってコンパクトなまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンパクトなまちづくり 広域の経済的・文化的な中心地にある既存の都市機能を有効に活用しつつ、その周辺部に残る豊かな自然を守り、誰もが暮らしやすく環境への負荷も少ない、持続的に発展していくことが可能な地域を創り上げることをいう。
- (2) 大規模店舗 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物のうち、これらの用途に供する部分の床面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。以下同じ。)の合計(以下「総床面積」という。)が1,500平方メートルを超えるものをいう。
- (3) 大規模店舗の設置 大規模店舗を新設し、増築し、若しくは改築すること(増築又は改築にあつては、規則で定める規模又は内容のものに限る。)又は大規模店舗に該当しない建築物を増築等(増築若しくは改築又は用途変更をいう。以下同じ。)により大規模店舗にすることをいう。

(4) 関係市町村 大規模店舗の敷地（建築物が設置される土地、及びその周辺の土地（当該建築物を使用し又は管理する者がその効用を増加させるために所有権その他の権原に基づいて使用し又は管理すると認められるものに限る。）をいう。以下同じ。）の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）及びこれに隣接する市町村をいう。

(5) 施設設置者 大規模店舗の設置を行い、又は行おうとする者をいう。

（基本方針）

第3条 大規模店舗の立地は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するよう、次の方針に基づき適切な場所へと誘導するものとする。

(1) 大規模店舗は、その立地について、関係市町村の住民（関係市町村の区域内に事務所又は事業場を有する者を含む。以下「関係住民」という。）の理解を得るため必要な努力が払われた場所に立地させること。

(2) 大規模店舗は、別表第1の左欄に掲げるその規模に応じ、同表の右欄に定める要件を備えた場所に立地させること。ただし、全ての関係市町村の長がそれぞれの地域づくりの支障にならないと認めるときは、この限りでない。

(3) 大規模店舗は、次に掲げる地域には立地させないこと。ただし、全ての関係市町村の長がそれぞれの地域づくりの支障にならないと認めるとき（次に掲げる地域ごとに、それぞれに規定する法律又は条例に適合するときに限る。）は、この限りでない。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する市街化調整区域（同法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域を除く。）

イ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域

ウ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域

エ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項に規定する自然環境保全地域

オ 景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（景観行政団体が当該区域のうち景観形成上特に重要なものを定めている場合にあっては、当該特に重要な区域に限る。）

（県の責務）

第4条 県は、前条の方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、自らが策定する地域計画（都市計画法第4条第1項に規定する都市計画その他の地域づくりに関する計画をいう。以下同じ。）を県内におけるコンパクトなまちづくりの推進に配慮したものとするとともに、大規模店舗の立地をコンパクトなまちづくりの推進と調和させるため、関係市町村の地域計画を尊重しつつ、県民の生活上の利便等にも配慮して、施設設置者に必要な指導監督を行い、関係者間の意見調整を図りながら、広域的な見地から大規模店舗の立地を適切な場所へと誘導するものとする。

（市町村の責務）

第5条 市町村は、大規模店舗の立地が、当該市町村の住民の生活上の利便等のみならず、隣接する市町村等も含めた広域的な地域の在り方に大きな影響を与えるものであることを認識し、基本方針を踏まえつつ、自らが策定する地域計画を広域におけるコンパクトなまちづくりの推進に配慮したものとしよう努めるとともに、大規模店舗の立地を適切な場所へと誘導するため、県、隣接する市町村等と協調して必要な指導調整を行うものとする。

（施設設置者の責務）

第6条 施設設置者は、大規模店舗の立地について、市町村や県民の意向を尊重しつつ、基本方針にのっとり、県の指導監督に従って、それがコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとなるよう取り組むものとする。

（県民の責務）

第7条 県民は、基本方針を踏まえつつ、大規模店舗の立地が、自らの生活上の利便等のみならず、コンパクトなまちづくりの推進に及ぼす影響も考慮して、それが適切な場所で行われるよう、県及び市町村の取組に協力するものとする。

第2章 大規模店舗の立地の誘導

（設置届）

第8条 施設設置者は、大規模店舗の設置について、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 大規模店舗の名称
- (2) 大規模店舗の所在地
- (3) 大規模店舗の用途
- (4) 大規模店舗の総床面積
- (5) 大規模店舗の設置に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手する予定の日
- (6) 規則で定める軽微な増築等以外の場合にあっては、予定集客数（大規模店舗で予定している客の数をいう。以下同じ。）

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する大規模店舗の設置については、適用しない。

- (1) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域若しくは商業地域又は同法第12条の5第4項に規定する開発整備促進区において行われるもの
- (2) 都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画（主として商業その他の業務の利便を増進するため定めるものに限る。）の区域において行われるもの
- (3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1項第1号に掲げる市街地再開発事業の施行に伴うもの

3 第1項の規定による届出（以下「設置届」という。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大規模店舗の敷地の区域及び面積、各建築物の配置、用途及び規模並びに構造設備の概要を記載した図面
- (2) 第1項第6号に規定する場合にあっては、予定集客数の算定方法を記載した書類
- (3) 大規模店舗が、別表第1の左欄に掲げるその規模に応じ、同表の右欄に定める要件を備えた場所に立地することを証する書類
- (4) その他規則で定める書類

4 設置届は、大規模店舗の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可
- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は農地法施行令（昭和27年政令第445号）第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による届出
- (4) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可

5 知事は、設置届があったときは、速やかにその概要を公告するとともに、その届出書及び前条第3項の規定によりこれに添付された書類（以下「設置届出書類」という。）を当該公告の日の翌日から起算して2月間公衆の縦覧に供するものとする。

（住民説明会）

第9条 設置届をした施設設置者（以下「設置届出者」という。）は、前条第5項に定める期間（以下「縦覧期間」という。）の満了する日の2週間前までに、その設置届出書類の内容を関係住民に周知させるための説明会（以下「住民説明会」という。）を開催しなければならない。

2 住民説明会は、立地市町村において開催するものとする。ただし、知事が必要があると認めて指示したときは、これに隣接する市町村においても開催しなければならない。

3 設置届出者は、住民説明会を開催する日の1週間前までに、規則で定める方法により、開催する日時及び場所を公表しなければならない。

4 設置届出者は、次の各号のいずれにも該当すると知事が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、住民説明会を開催することを要しない。

- (1) やむを得ない事由により、第3項の規定により公告した日時及び場所で住民説明会を開催することができなくなった場合
- (2) 前各項の規定により住民説明会を開催すること、又はその開催により設置届出書類の内容を関係住民に

適切に周知させることが困難な場合

(3) 設置届出者が、設置届出書類の内容を関係住民に周知させるため、住民説明会の開催に代えて行う措置が適切なものである場合

- 5 設置届出者は、住民説明会（前項の規定により住民説明会を開催しなかった場合にあっては、同項第3号の代替措置とする。以下同じ。）を終了したときは、規則で定めるところにより、住民説明会で関係住民が述べた意見（コンパクトなまちづくり、関係市町村における地域づくり、関係住民の生活上の利便等に関係のない事項に関するものを除く。次条において同じ。）及び当該意見に対する設置届出者の見解の概要を、遅滞なく知事に報告するとともに、速やかに公表しなければならない。

（関係市町村長等の意見）

第10条 知事は、設置届があったときは、関係市町村の長に対し、速やかにその設置届出書類の写しを送付するとともに、当該設置届に係る大規模店舗の設置（以下「届出施設の設置」という。）について、縦覧期間内に書面で意見を述べるよう求めるものとする。

- 2 関係住民は、届出施設の設置について、規則で定めるところにより、縦覧期間内に書面で知事に意見を述べることができる。
- 3 知事は、第1項又は前項の意見が述べられたときは、当該意見を記載した書面を設置届出者に送付するものとする。
- 4 設置届出者は、前項の規定による送付を受けたときは、規則で定めるところにより、その日の翌日から起算して2週間以内に、それに対する見解を知事に報告するとともに、第1項及び第2項の意見並びにそれに対する見解の概要を公表しなければならない。

（知事の意見）

第11条 知事は、届出施設の設置についてコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講ずる必要があると認めるときは、設置届があった日の翌日から起算して4月以内に、当該対策を講ずべきであるとの意見をその理由と併せて設置届出者に通知するとともに、その写しを関係市町村の長に送付するものとする。この場合において、知事は、第9条第5項及び前条第4項の意見及び見解を勘案するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による通知をする必要がないと認めるときは、その旨を設置届出者に通知するとともに、その写しを関係市町村の長に送付するものとする。
- 3 知事は、前2項の規定による通知をしたときは、その通知内容（以下「知事意見等」という。）の概要を公告するものとする。
- 4 設置届出者は、第1項の規定による通知を受けた場合において、届出施設の設置についてコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講ずることとしたときは、規則で定めるところにより、当該対策の内容等を知事に報告しなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに公告するものとする。この場合において、当該報告に係る対策が設置届における第8条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更（第2号又は第4号に掲げる事項の変更にあつては、規則で定めるものに限る。以下「重要な変更」という。）を伴うものであるときは、当該報告を第16条第1項の規定による届出とみなして、同条第2項に定めるところによるものとする。

（知事意見等への異議）

第12条 次の各号に掲げる者は、知事意見等に異議があるときは、当該各号に定める日の翌日から起算して2週間以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に申し出ることができる。

- (1) 設置届出者 前条第1項の規定による通知を受けた日
- (2) 関係市町村の長 前条第1項又は第2項の規定による送付を受けた日
- (3) 関係住民 前条第3項の規定による公告のあった日

- 2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、次に掲げる不備がある場合及び当該申出をした者が設置届出者である場合を除き、その旨及び異議の内容を設置届出者に通知するものとする。

- (1) 前項に定める期間を過ぎて提出されたこと。

- (2) 前項各号に掲げる者以外の者から提出されたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、重大かつ明白な不備
- 3 知事は、第1項の規定による申出を受けた場合において、前項に掲げる不備があるときは、当該申出を却下し、それ以外のときは、当該申出の内容を審査した上で、当該申出に理由がないと認める場合は、これを棄却し、理由があると認める場合は、知事意見等を変更するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による審査を行うに当たっては、鳥取県都市計画審議会の意見を聴くものとする。この場合において、同審議会における審議は、原則として公開するものとする。
- 5 知事は、第3項の規定により申出を却下し、若しくは棄却し、又は知事意見等を変更して前条第1項の規定による通知をする必要がないと認めた場合には、その旨をその理由と併せて当該申出をした者（その者が設置届出者でない場合にあっては、その者及び設置届出者）に通知するとともに、公告するものとする。
- 6 知事は、第3項の規定により知事意見等を変更して届出施設の設置についてコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講ずべきであるとの意見を述べることとした場合には、当該意見をその理由と併せて設置届出者に通知するとともに、その写しを当該申出をした者に送付するものとする。この場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(勧告)

- 第13条 知事は、別表第2の左欄に掲げる場合において、引き続き大規模店舗の設置が行われ又はそれが存置されることによりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、施設設置者に対し、同表の中欄に定める措置をとるよう勧告することができる。ただし、同表の右欄に掲げる期日より後に、当該勧告をすることはできない。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をしたときは、速やかにその内容を公告するものとする。
- 3 施設設置者は、第1項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告を受けた日の翌日から起算して2週間以内に、当該勧告への対応及び当該対応をとることとした理由を知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその概要を公告するものとする。

(中止等の命令)

- 第14条 知事は、前条第1項の規定による勧告を受けた施設設置者が正当な理由なくこれに従わない場合において、引き続き大規模店舗の設置が行われ又はそれが存置されることによりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じると認めるときは、当該施設設置者に対し、大規模店舗の設置の中止又は既に設置されている大規模店舗の廃止を命ずることができる。
- 2 知事は、次の各号に掲げる場合には、大規模店舗（大規模店舗にしようとした建築物又は大規模店舗であった建築物を含む。以下同じ。）の全部又は一部が存置されることにより、当該各号に定める事態となるのを防止するために必要な限度において、施設設置者に対し、当該大規模店舗の全部又は一部の撤去、修繕その他必要な措置をとるよう命ずることができる。
- (1) 前項の規定による命令を受けた施設設置者が、正当な理由なくこれに従わない場合 コンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じる事態
- (2) 前項の規定による命令に従って大規模店舗の設置が中止され、又は大規模店舗が廃止された場合 周辺における地域づくり、生活上の利便等に著しい支障が生じる事態
- 3 知事は、第1項又は前項の規定による命令をしたときは、速やかにその内容を公告するものとする。

(工事着手の制限)

- 第15条 設置届出者は、設置届をした日の翌日から起算して6月を経過する日（第12条第1項の規定による申出があったときは、同条第2項の規定による通知の日の翌日から起算して6月を経過する日。別表第2において同じ。）の翌日以降でなければ、設置工事に着手してはならない。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれに該当することとなった日の翌日以降、設置工事に着手することができる。
- (1) 第11条第2項の規定による通知を受けた場合において、第12条第1項に定める期間内に同項の規定による申出がなかったとき。
- (2) その他設置工事に着手したとしても、コンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じるおそれはない

く、この条例の規定によるその後の手続にも支障は生じないと知事が認めたとき。

(重要変更届)

第16条 設置届出者は、設置工事が完了するまでの間に重要な変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出(以下「重要変更届」という。)があったときは、当該重要変更届を変更後の内容による新たな設置届とみなし、当該変更前の設置届は撤回されたものとみなして、第8条(第4項及び第5項に限る。)から前条までの規定を適用する。

(その他の届出)

第17条 設置届出者は、設置工事が完了するまでの間に設置届に係る事項の変更(重要な変更及び規則で定める軽微な変更を除く。)をし、又は届出施設の設置を中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告するものとする。

第3章 雑則

(地域貢献活動)

第18条 施設設置者は、大規模店舗の設置が、コンパクトなまちづくりの推進と調和するのみならず、地域社会に貢献するものとなるよう、当該大規模店舗及びその周辺地域において、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動その他地域社会の活性化に資する活動(以下「地域貢献活動」という。)を、住民と協働で積極的に推進するものとする。

2 施設設置者は、毎年、地域貢献活動の年間実施計画を作成して知事に提出し、当該計画に基づく活動が地域社会に貢献するものであることについて、規則で定めるところにより、知事の認証を受けることができる。

3 知事は、前項の規定による認証をしたときは、速やかにその内容を公表するものとする。

4 第2項の規定による認証を受けた施設設置者は、規則で定めるところにより、当該認証に係る活動の実施結果を知事に報告しなければならない。

(立入検査等)

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設設置者に対し、大規模店舗の設置に関し報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、大規模店舗の敷地若しくは施設設置者の事務所立ち入らせ、当該敷地、大規模店舗の設計図書その他の物件を検査させ、又は施設設置者、当該敷地の所有者、大規模店舗の設計者若しくは設置工事の施工者若しくは監理者に対して質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第80号)

附 則(平成22年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県大規模集客施設立地誘導条例第8条第1項の規定による届出があった大規模集客施設の設置については、なお従前の例による。

別表第1（第3条、第8条関係）

総床面積が10,000平方メートルを超える規模

- 1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。
 - (1) 集客施設（劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、勝舟投票券発売所又は場内車券売場の用に供される建築物をいう。以下同じ。）が合計100以上あること。
 - (2) 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる法人で規則で定めるものの施設、都市計画法第11条第1項第5号の教育文化施設及び同項第6号の医療施設（以下「公益施設等」という。）が合計40以上あること。
 - (3) その区域内にある集客施設又は公益施設等（学校を除く。）を反復継続して利用する者の居住する地域をおおむねすべて包含する区域（以下「集客区域」という。）に居住する者が3万人以上いること。
 - (4) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第12項に規定する給水区域（同条第2項に規定する水道事業に係るものに限る。以下「給水区域」という。）であること。
 - (5) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の5第1項に規定する生活排水処理施設（市町村が整備したものに限る。）により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域（以下「排水区域」という。）であること。
- 2 その敷地を訪れる際に利用することのできる公共交通機関（鉄道又は路線バスに限る。以下「利用可能交通機関」という。）の状況が、次の要件に適合すること。
 - (1) その敷地から2キロメートル以内に、次のいずれかの施設があること。
 - ア 鉄道駅（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。以下同じ。）であって、1日の延利用者数が4,000人以上のもの
 - イ 路線バスの停留所であって、1日の延利用者数が200人以上のもの（500メートル以内で隣接する他の路線バスの停留所と合わせて、1日の延利用者数が200人以上のものを含む。）
 - (2) 利用可能交通機関の路線の数（以下「路線数」という。）が5以上あること。
 - (3) 利用可能交通機関のすべての路線を合わせた1時間当たりの運行便数（以下「運行頻度」という。）が、それが最も高い時間帯において6以上あること。
- 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。
 - (1) 2車線以上の道路の延長が、1平方キロメートル当たり6キロメートル以上あること。
 - (2) 複数の2車線以上の道路が交わる交差点であって信号機に

	<p>より交通管制が行われているもの（以下「主要交差点」という。）がある場合にあっては、その集客時飽和度（大規模店舗に予定集客数があった場合における主要交差点の時間当たりの最大の交通量の、当該主要交差点の交通が飽和状態となる交通量に対する割合として、規則で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。）が平日及び休日ともに0.9を超えないこと。</p>
<p>総床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の規模</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 集客施設が合計25以上あること。 (2) 公益施設等が合計8以上あること。 (3) 集客区域に居住する者が2,000人以上いること。 (4) 給水区域及び排水区域であること。 2 利用可能交通機関の状況が、次の要件に適合すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) その敷地から1キロメートル以内に、次のいずれかの施設があること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 鉄道駅 イ 路線バスの停留所であって、1日の延利用者数が70人以上のもの（500メートル以内で隣接する他の路線バスの停留所と合わせて、1日の延利用者数が70人以上のものを含む。） (2) 路線数が2以上あること。 (3) 運行頻度が、それが最も高い時間帯において3以上あること。 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 2車線以上の道路の延長が、1平方キロメートル当たり4キロメートル以上あること。 (2) 主要交差点がある場合にあっては、その集客時飽和度が平日及び休日ともに0.9を超えないこと。
<p>総床面積が1,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の規模</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 集客施設が合計8以上あること。 (2) 公益施設等が合計4以上あること。 (3) 集客区域に居住する者が1,000人以上いること。 (4) 給水区域及び排水区域であること。 2 利用可能交通機関の状況が、次の要件に適合すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) その敷地から1キロメートル以内に、次のいずれかの施設があること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 鉄道駅 イ 路線バスの停留所であって、1日の延利用者数が30人以上のもの（500メートル以内で隣接する他の路線バスの停留所と合わせて、1日の延利用者数が30人以上のものを含む。） ウ 5箇所以上の路線バスの停留所 (2) 路線数が2以上あること。 (3) 運行頻度が、それが最も高い時間帯において2以上あること。

	<p>3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。</p> <p>(1) 2車線以上の道路の延長が、1平方キロメートル当たり2キロメートル以上あること。</p> <p>(2) 主要交差点がある場合にあつては、その集客時飽和度が平日及び休日ともに0.9を超えないこと。</p>
--	--

別表第2 (第13条関係)

<p>第11条第1項の規定による通知を受けた設置届出者が、届出施設の設置をコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講じようとしなない場合又は届出施設の設置を中止しようとしなない場合</p>	<p>(1) 知事が指示するところに従つて当該対策を実施すること。</p> <p>(2) 届出施設の設置を中止すること。</p>	<p>設置届があつた日の翌日から起算して6月を経過する日</p>
<p>設置届をせず、又は虚偽の設置届をして、大規模店舗の設置を行い、又は行おうとしている場合(重要変更届をせず、又は虚偽の重要変更届をして、設置届と異なる内容で届出施設の設置を行い、又は行おうとしている場合を含む。)</p>	<p>(1) 知事が指示する期間は大規模店舗の設置を停止し、設置届その他この条例に定める手続を適切に行うこと。</p> <p>(2) 大規模店舗の設置を中止すること。</p> <p>(3) 既に設置されている大規模店舗を廃止すること。</p>	<p>その事実を確認した日の翌日から起算して6月を経過する日</p>
<p>設置届出者が第15条の規定に違反して設置工事に着手している場合</p>	<p>設置工事を中止すること。</p>	<p>その事実を確認した日の翌日から起算して6月を経過する日</p>

